

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成26年6月6日提出
【計算期間】	第11期(自 平成25年9月11日至 平成26年3月10日)
【ファンド名】	シュローダー・コモディティ・ファンド
【発行者名】	シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 ガイ・ヘンリクス
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
【事務連絡者氏名】	楠本 靖三
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
【電話番号】	03-5293-1500
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

ファンドは、主としてシュローダー・コモディティ・マザーファンド受益証券に投資し、信託財産の長期的な成長を目的として積極的な運用を行います。

② ファンドの基本的性格

1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産 (商品先物)
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)		
	年2回			
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回	日本		
	年6回 (隔月)	北米	ファミリーファンド	あり ()
	年12回 (毎月)	欧州		
	日々	アジア オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (商品先物))		アフリカ		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変型		中近東 (中東)		
		エマージング		

（注1）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

（注2）属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

＜商品分類の定義＞

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1)単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2)追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1)国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

- (1)株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRP(マネー・リザーブ・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRPをいう。
- (3)ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

＜補足として使用する商品分類＞

- (1)インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外的小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

＜属性区分の定義＞

1. 投資対象資産による属性区分

(1)株式

- ①一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ②大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- ③中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2)債券

- ①一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ②公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ③社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ④その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるもの

をいう。

- ⑤格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3)不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4)その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

(5)資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- ①資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- ②資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

- ①年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- ②年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- ③年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- ④年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑤年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑥日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑦その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

- ①グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- ②日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ③北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ④欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑤アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑥オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑦中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑧アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑨中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑩エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

- ①ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- ②ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

- ①為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- ②為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替の

ヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

- ①日経225
- ②TOPIX
- ③その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型

- ①ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- ②条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- ③ロング・ショート型／絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- ④その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社で作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）でもご覧頂けます。

③ ファンドの特色

- 主として公社債等へ投資するとともに、世界のエネルギー、金属、農産物等コモディティ関連デリバティブに投資する投資信託証券と、海外の債券等に投資する投資信託証券への投資を通じて、商品先物取引および商品に関連する株式等に実質的な投資を行います。
- 実質外貨建て資産については、原則として、為替ヘッジを行いません。
- 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- 運用はファミリーファンド方式で行います。マザーファンドの運用にあたっては、ファンド・オブ・ファンズ形式で行います。

コモディティとは？

- ◆ エネルギー、金属、農産物などの各種商品を指します。
- ◆ 「エネルギー」、「金属」、「農産物」が代表的商品になります。
- ◆ あらゆる製品の生産に必要な不可欠な原材料であり、日々の生活にとって重要な資源になります。
- ◆ コモディティ市場に対する投資方法としては、商品先物を通じての投資が最も一般的です。



エネルギー … 原油、ガソリン、天然ガスなど



産業用金属 … 銅、亜鉛、ニッケル、アルミニウムなど
貴金属 … 金、銀、プラチナなど



農作物 … 小麦、とうもろこし、大豆、米、サトウキビ、コーヒーなど
畜産物 … 牛、豚、鶏、牛乳など



コモディティ市場への投資方法

現物

現物の購入に伴う保管、コストの制約から、原油や小麦をそのまま持つておくことは困難です。

商品先物

「1年後に原油をいくらで売る」といった将来のある時点での売買契約を結びます。ほとんどの商品先物は米ドル建てで取引されています。

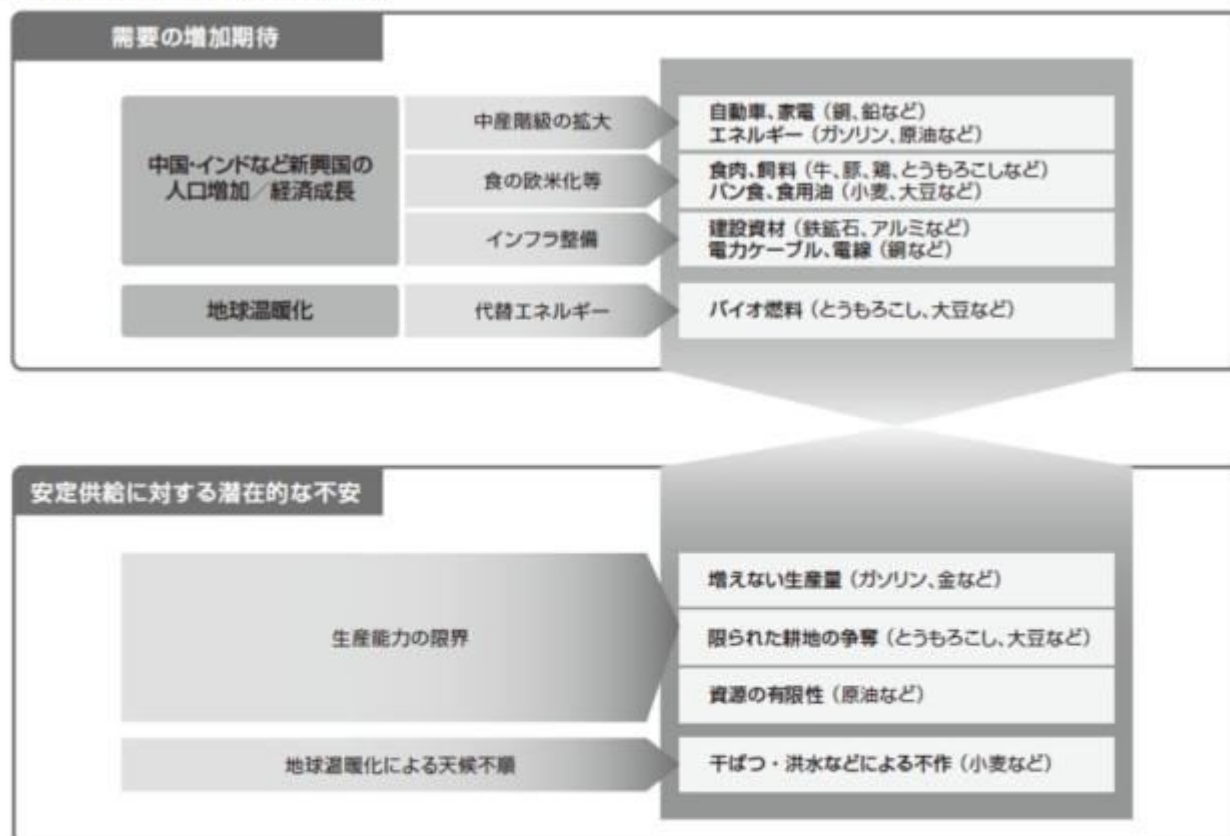
⇒最も一般的で、市場の流動性もあります。

関連企業の株式

先物が上場されていない商品への有効な投資方法の一つでもあります。

ただし、コモディティ自体の価格動向とは別に、企業の業績、経営状態などによる影響を受けることもあります。

コモディティをとりまく環境



コモディティの分散投資効果

- ・ 株や債券など他の資産クラスとコモディティを組み合わせることにより分散投資効果が期待できます。
- ・ 複数のコモディティに分散投資することによりリスクの低減が期待できます。

ファンドの仕組み

ファンドは、投資者からの資金をまとめてベビーファンド(シュローダー・コモディティ・ファンド)とし、ベビーファンドの資金をマザーファンド(シュローダー・コモディティ・マザーファンド)の受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行うファミリーファンド方式で運用を行います。

また、マザーファンドを通じて複数の投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。投資信託証券(投資対象ファンド)は以下となります。

■主として公社債等へ投資するとともに、世界のエネルギー、金属、農産物等コモディティ関連デリバティブに投資する投資信託証券(高位に保たれる投資信託証券)

ルクセンブルグ籍米ドル建て外国投資法人

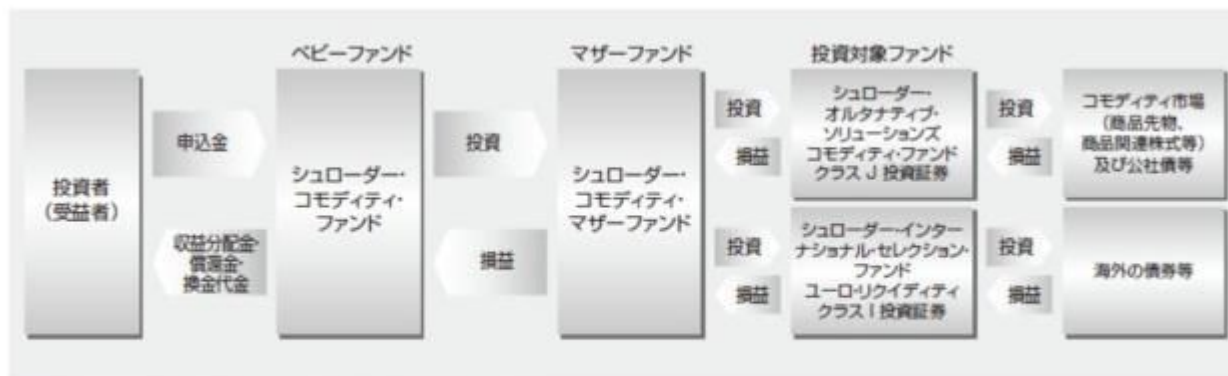
「シュローダー・オルタナティブ・ソリューションズ コモディティ・ファンド クラスJ投資証券*」

*主として、有価証券(金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除く)に投資する投資信託証券です。また、ファンド・オブ・ファンズにのみ取得される投資信託証券です。

■海外の債券等に投資する投資信託証券(低位に保たれる投資信託証券)

ルクセンブルグ籍ユーロ建て外国投資法人

「シュローダー・インターナショナル・セクション・ファンド ユーロ・リクイディティ クラスI投資証券」



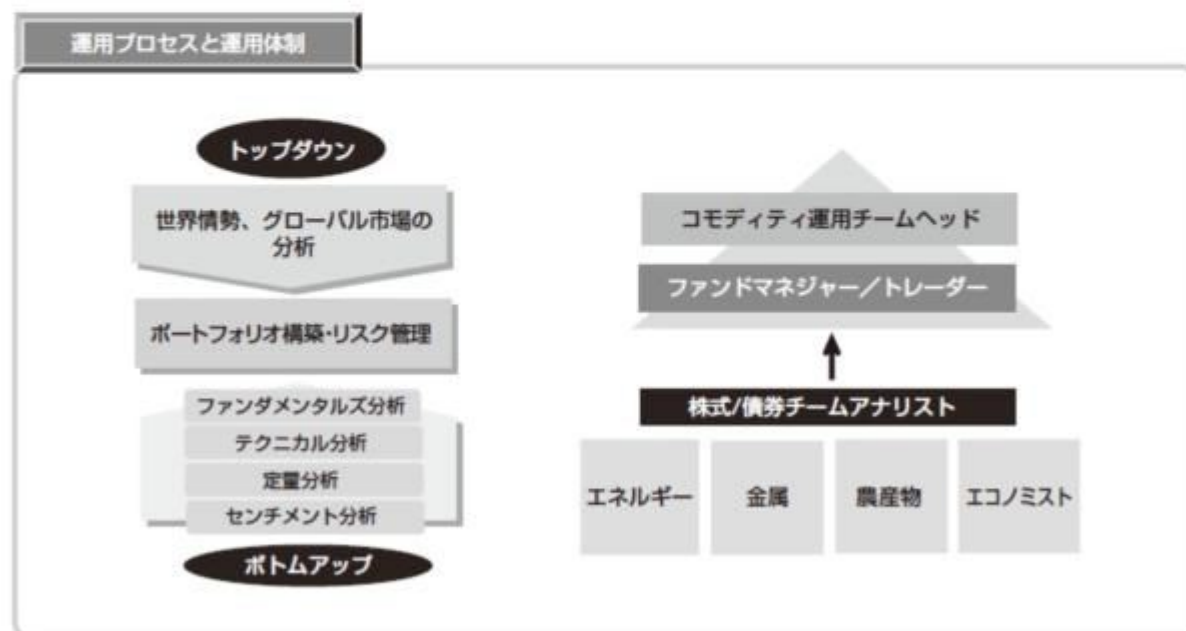
※投資対象ファンドは、委託会社の判断により、変更することがあります。

運用プロセス

- ・コモディティへの投資にあたっては、トップダウン・アプローチによる資産配分と、ボトムアップ・アプローチによる個別コモディティ分析の2つの観点から、規律あるリスク管理のもと運用を行います。
- ・リサーチ本位のアクティブ運用を行い、機動的にコモディティ先物、コモディティ関連株式、キャッシュの配分を変更します。また、エネルギー、金属、農産物の各セクターへの分散投資を行います。

アクティブ運用が活きるコモディティ投資

- ・コモディティの価格は、各コモディティの需給関係等により、価格の動きがそれぞれ異なります。
- ・アクティブ運用では、各コモディティの組入れ比率を機動的に変更することにより、すぐれた投資成果を追求します。



2014年3月末現在

※上記はマザーファンドが投資対象とする投資対象ファンドのうち、主として投資を行う「シュローダー・オルタナティブ・ソリューションズ コモディティ・ファンド・クラスJ投資証券」に係るシュローダー・インベストメント・マネジメント・リミテッドの運用体制です。

※上記の運用プロセスは、今後、変更となる場合があります。

主な投資制限

- ・投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。
- ・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ・デリバティブの直接利用は行いません。
- ・投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外への直接投資は行いません。

分配方針

年2回の決算時（原則3月、9月の各10日。休業日の場合は翌営業日。）に、収益分配を行います。

- ・分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益等の全額とします。
- ・収益分配金額は、分配対象額の範囲内で、基準価額水準・市況動向等を勘案し委託会社が決定します。



※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※分配対象額が少額の場合等には分配を行わない場合があります。

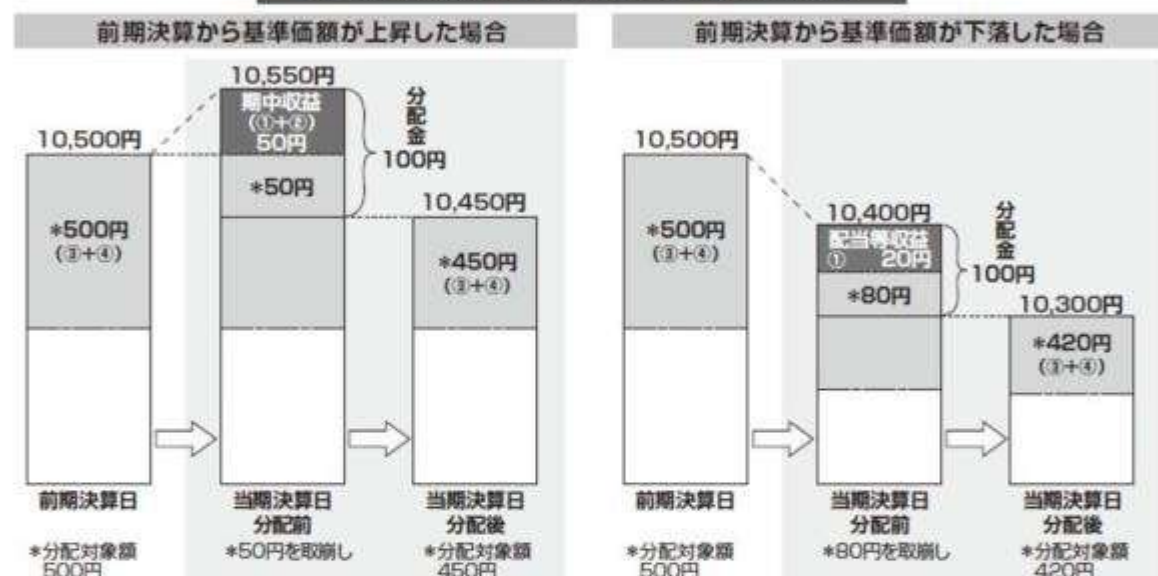
収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



※分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金：期ごとに分配可能額を計算し、分配可能額から実際に分配した額を引いた額はそのまま信託財産に組み入れられます。この額のことを分配準備積立金といいます。

収益調整金：新規の投資者がファンドを購入したことによって、既存の投資者が受け取れる分配金の額が薄まることのないよう、投資信託財産を計理処理する際に使う特有の勘定科目のことです。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

④ 信託金限度額

- ・1,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

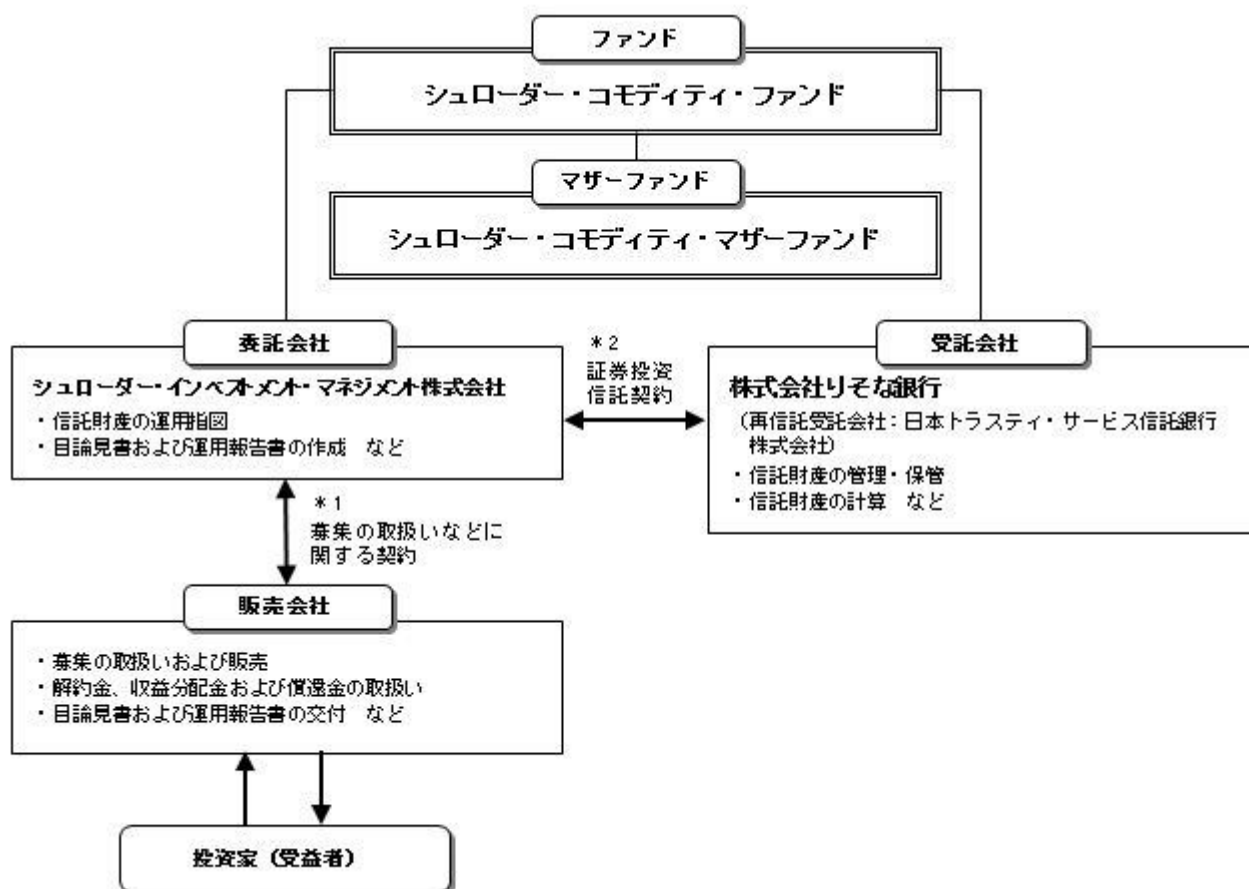
(2) 【ファンドの沿革】

平成20年11月4日

・信託契約締結、設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



*1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

*2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

② 委託会社の概況（平成26年3月末現在）

1) 資本金

490百万円

2) 沿革

昭和60年12月10日 : 株式会社シュローダー・インベストメント・マネージメント設立

平成3年12月20日 : シュローダー投信株式会社設立

平成9年4月1日 : シュローダー投信株式会社と株式会社シュローダー・インベストメント・マネージメントが合併し、シュローダー投信投資顧問株式会社設立

平成19年4月3日 : シュローダー証券投信投資顧問株式会社に商号を変更

平成24年6月29日 : シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社に商号を変更

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
シュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ビー・ヴィー	オランダ アムステルダムZX1077 7F アトリウム 3105 ストラウインスキーラーン	9,800株	100%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

- ① 主として、マザーファンド受益証券に投資を行います。
- ② マザーファンド受益証券への投資を通じて、商品先物取引（商品先渡し取引を含む、以下同じ）および商品に関連する株式等を実質的な運用を行うため、主として公社債等へ投資するとともに、世界のエネルギー、金属、農産物等コモディティ関連デリバティブに投資する投資信託証券と、海外の債券等に投資する投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）への投資を行います。
- ③ 実質外貨建て資産については、原則として、為替ヘッジを行いません。
- ④ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

<シュローダー・コモディティ・ファンド>

シュローダー・コモディティ・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2 条第1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ) 有価証券
- ロ) 金銭債権
- ハ) 約束手形

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ) 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主としてシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された親投資信託「シュローダー・コモディティ・マザーファンド」（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2 条第2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1) の証券または証書の性質を有するもの
- 3) 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
- 4) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券信託の受益証券に限ります。）

5) 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、3) の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻し条件付きの買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

③ 金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を②に掲げる有価証券のほか次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2 条第2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2 条第2 項第1 号で定めるもの

6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの

この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ その他の投資対象と指図範囲

外国為替予約取引の指図、公社債の借入の指図、資金の借入を行うことができます。

＜シュローダー・コモディティ・マザーファンド＞

主として有価証券に投資する投資信託証券（投資信託または外国投資信託および投資法人または外国投資法人の受益証券または投資証券（振替受益権または振替投資口を含みます。）をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。

1) 特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）の種類は、次に掲げるものとします。

イ) 有価証券

ロ) 金銭債権

ハ) 約束手形

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

イ) 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主として別に定める指定投資信託証券^{*}ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2) 外国または外国の者の発行する証券または証書で1)の証券の性質を有するもの

3) 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

4) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

5) 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、3)の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻し条件付きの買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

^{*}「指定投資信託証券」とは、次のものをいいます。

ルクセンブルグ籍米ドル建て外国投資法人

「シュローダー・オルタナティブ・ソリューションズコモディティ・ファンド クラスJ投資証券」

ルクセンブルグ籍ユーロ建て外国投資法人

「シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド ユーロ・リクイディティ クラスI投資証券」

③ 金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を、②に掲げる有価証券のほか次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1) 預金

2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3) コール・ローン

4) 手形割引市場において売買される手形

5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの

この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ その他の投資対象と指図範囲

外国為替予約取引の指図、公社債の借入れの指図を行うことができます。

◆投資対象とするマザーファンドの概要

<シュローダー・コモディティ・マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	信託財産の長期的な成長を目的として積極的な運用を行います。
主な投資対象	主として有価証券に投資する投資信託証券（投資信託または外国投資信託および投資法人または外国投資法人の受益証券または投資証券（振替受益権または振替投資口を含みます。）をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。
投資方針	① 商品先物取引（商品先渡し取引を含む、以下同じ）および商品に関連する株式等に実質的な運用を行うため、主として公社債等へ投資するとともに、世界のエネルギー、金属、農産物等コモディティ関連デリバティブに投資する投資信託証券[*]と、海外の債券等に投資する投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）への投資を行います。なお、指定投資信託証券は別に定めます。 [*]当該投資信託証券は、運用資産総額の50%超を有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除く。）に投資するものとし、商品先物取引の投資ポジションはファンドの実物資産の範囲内とします。 ② 指定投資信託証券への投資割合については、委託者が市況動向および資金動向等を勘案して決定するものとし、原則として、主として公社債等へ投資するとともにコモディティ関連デリバティブに投資し、商品先物取引および商品に関連する株式等に実質的な運用を行う投資信託証券（ファンド・オブ・ファンズにのみ取得される投資信託証券）への投資比率を高位に保ちます。 ③ 外貨建資産については、原則として、為替ヘッジを行いません。 ④ 別に定める指定投資信託証券は、委託者の判断により、変更することがあります。 ⑤ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた時ならびに指定投資信託証券が償還あるいは当該指定投資信託証券の純資産額の規模が著しく減少した時には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。 ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入る有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

＜参考：指定投資信託証券の概要＞

1.シュローダー・オルタナティブ・ソリューションズ コモディティ・ファンド クラスJ投資証券

ファンド名	Schroder Alternative Solutions Commodity Fund Class J (シュローダー・オルタナティブ・ソリューションズ コモディティ・ファンド クラスJ投資証券)	
形態／商品分類	ルクセンブルグ籍外国投資法人／オープン・エンド型	
表示通貨	米ドル	
運用の基本方針	主として公社債等へ投資するとともに、世界のコモディティ関連デリバティブへの投資を行い、長期的な投資信託財産の成長を目指します。原則としてベンチマークは設定せず、積極的に運用します。	
設定日	平成20年3月7日	
主な投資対象	主として公社債等へ投資するとともに、世界のエネルギー、金属、農産物等コモディティ関連デリバティブを投資対象とします。投資にあたっては、コモディティ関連の先物取引やスワップ取引、仕組債、株式や社債、転換社債、ワラント債等にも投資を行います。限定的に外貨や預金等短期金融商品に投資する場合もあります。 投資にあたっては、運用資産総額の50%超を有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除く。)に投資するものとし、デリバティブのポジションはファンドの実物資産の範囲内にとどめ、全体としての投資ポジションはレバレッジをかけません。	
主な投資制限	・証券取引市場に上場されていない証券については、投資比率を純資産の10%以内とします。 ・同一発行体による同性質の証券については、投資比率を純資産の10%以内とします。 ・同一発行体による証券については、投資比率を純資産の20%以内とします。 ・ただし、OECD加盟国およびその地方自治体、国際機関等の発行する債券は除きます。	
管理報酬等	ファンドの純資産総額に対して年率0.14%程度を管理報酬、保管報酬、弁護士費用、および監査費用等の精算にあてております。この料率は運用・管理状況等によって変動することがあります。	
投資運用報酬	なし	
決算日	9月30日	
ファンドの関係法人	管理会社	シュローダー・インベストメント・マネージメント（ルクセンブルグ）エス・エイ
	投資運用会社	シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド
	保管会社	J. P. モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイ

※上記の投資対象ファンドは、ルクセンブルグ籍の外国投資証券であり、その基準価額（純資産価額）は、現地の法令等に準拠して投資対象ファンドが採用する算出基準によって算出されますが、投資対象ファンドの管理会社の裁量により調整されることがあります。

※上記は平成26年3月末現在における投資対象ファンドです。投資対象ファンドについては、今後の見直しにより、変更・追加・削除等を行う場合があります。

2.シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド ユーロ・リクイディティ クラスI投資証券

ファンド名	Schroder International Selection Fund EURO Liquidity Class I (シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド ユーロ・リク イディティ クラスI投資証券)	
形態／商品分類	ルクセンブルグ籍外国投資法人／オープン・エンド型	
表示通貨	ユーロ	
運用の基本方針	主として、ユーロ建ての高格付け短期確定利付証券への投資を通じて、元本の 保全と流動性の確保を目指します。これらの証券は、取得時において、当初か ら又は残存期間が12ヶ月以内であること（付随する金融商品を考慮にいれ る）、もしくは採用金利が少なくとも年に一回調整されるものを前提としま す。	
設定日	平成14年5月22日	
主な投資対象	主としてユーロ建ての高格付け短期確定利付証券へ投資します。	
主な投資制限	・同一発行体による譲渡性証券および短期金融商品については、投資比率を純 資産の10%以内とします。 ・同一機関による預金については、投資比率を純資産の20%以内とします。 ・同一発行体による譲渡性証券または短期金融商への投資比率が純資産の5% を超過する場合については、そのような発行体への投資総額を純資産の40% 以下とします。	
管理報酬等	ファンドの純資産総額に対して年率0.06%程度を管理報酬、保管報酬、弁護士 費用、および監査費用等の精算にあてております。この料率は運用・管理状況 等によって変動することがあります。	
投資運用報酬	なし	
決算日	12月31日	
ファンドの関係法人	管理会社	シュローダー・インベストメント・マネージメント（ルクセ ンブルグ）エス・エイ
	投資運用会社	シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミ テッド
	保管会社	J. P. モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイ

※日々の純流出入額が投資対象ファンドの純資産総額の一定割合を超える場合、希薄化を回避するため、投
資対象ファンドの基準価額の調整が行われることがあります。

※上記の投資対象ファンドは、ルクセンブルグ籍の外国投資証券であり、その基準価額（純資産価額）は、
現地の法令等に準拠して投資対象ファンドが採用する算出基準によって算出されますが、投資対象ファン
ドの管理会社の裁量により調整されることがあります。

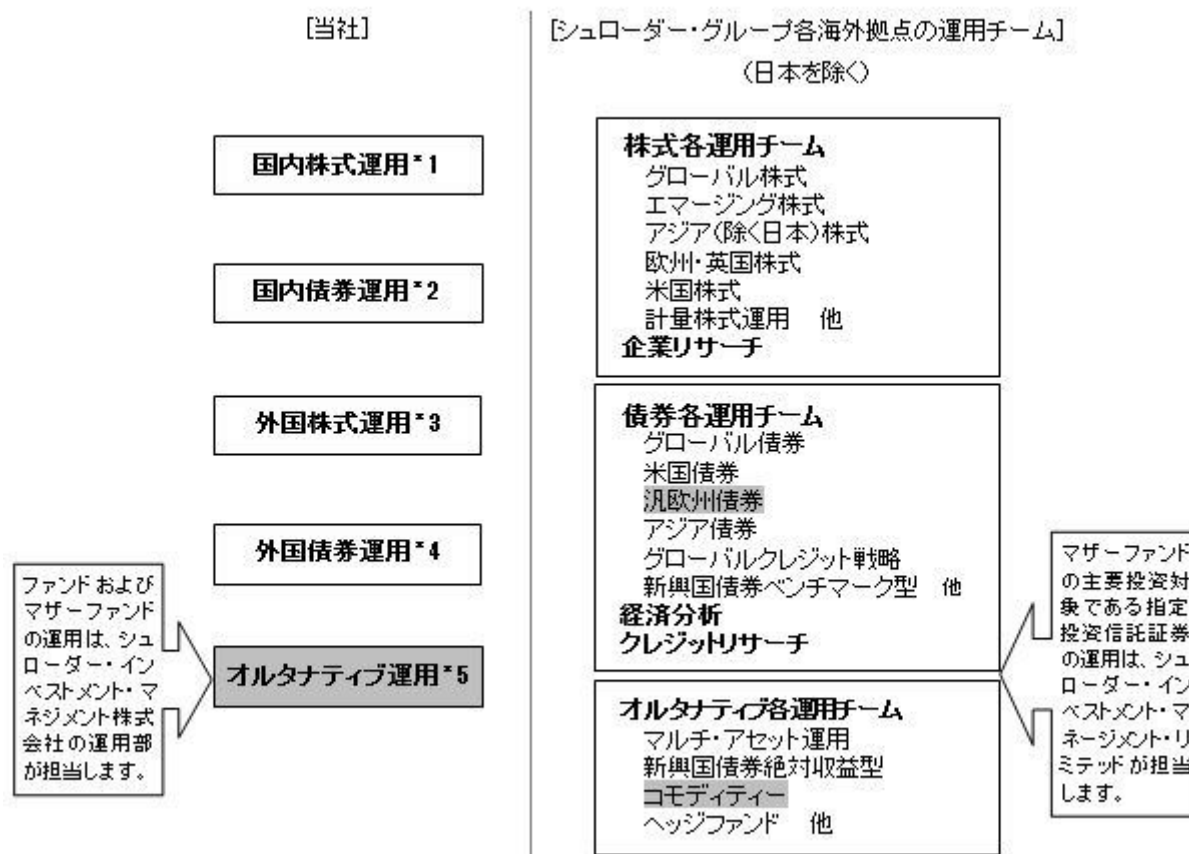
※上記は平成26年3月末現在における投資対象ファンドです。投資対象ファンドについては、今後の見直し
により、変更・追加・削除等を行う場合があります。

（３）【運用体制】

＜運用体制＞

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社（オルタナティブ運用担当）が、ファンドおよ
びマザーファンドの運用を行います。

運用にあたっては、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社が「投資運用業務に係る業
務運営規程」（社内規則）に則り、以下の体制（委託会社と委託会社のグループ全体での運用体制を示し
ています。）で臨みます。



- *1 国内株式運用における、個別銘柄分析、ポートフォリオの構築およびリスク管理、国内投資信託の運用指図
- *2 国内債券運用における投資戦略の策定、ポートフォリオの構築およびリスク管理、国内投資信託の運用指図
- *3 外国株式運用に関する指図の権限の委託（委託先は、シュローダー・グループ内の各関連会社）、国内投資信託の運用指図
- *4 外国債券運用に関する指図の権限の委託（委託先は、シュローダー・グループ内の各関連会社）、国内投資信託の運用指図
- *5 オルタナティブ運用に関する指図の権限の委託（委託先は、シュローダー・グループ内の各関連会社）、国内投資信託の運用指図

<内部管理体制>

運用部門、トレーディング部門、管理部門はそれぞれ完全に独立しており、部門間で十分に牽制機能が働くような組織構成となっています。これらの牽制機能が十分に機能しているかどうかを監理するため、コンプライアンス&リスク管理部がモニタリングを実施し業務手続の遵守状況やリスク管理状況を定期的にチェックしています。エラーや違反が行われた場合には、改善の提言およびその実施状況の確認を行います。

約定から決済まで一貫して自動処理を行う売買発注システムの運営にあたっては、個々のスタッフに付与されている権限は厳格に分離されており、当事者以外が他の権限によりシステムにアクセスすることはできないようになっています。

投資ガイドラインおよび社内ルール遵守状況については、当該売買発注システムのコンプライアンス機能により、自動的にチェックされています。個別の取引に関してはその都度、残高・保有に関しては日次で自動的にコンプライアンスチェックが行われます。遵守状況は同部によって日々モニタリングされ、是正が必要と認められた場合には、ファンドマネジャーおよびファンド担当者に必要な措置を講じるよう求めます。

<受託銀行に関する管理の体制>

信託財産管理に関する、基準価額計算、決算処理などの日常業務を通じて、受託銀行の事務処理能力については、商品対応力、即時対応力、正確性などを含め把握に努めています。問題が発見された場合には、

受託銀行と適宜連絡を行い、改善を求めています。受託銀行における内部統制については、各受託銀行より外部監査人による内部統制についての報告書を取得しています。

※上記体制は平成26年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時（毎年3月10日および9月10日。ただし当該日が休業日の場合は翌営業日）に原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 1) 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。以下同じ。）等の全額とします。
- 2) 分配金額は、委託者が1)の範囲で、基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。なお、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。
- 3) 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

② 収益分配金の支払い

＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

＜分配金受取りコース（一般コース）＞

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

（５）【投資制限】

① 約款に定める投資制限

＜シュローダー・コモディティ・ファンド＞

- 1) 投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。
- 2) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 3) デリバティブの直接利用は行いません。
- 4) 投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外への直接投資は行いません。
- 5) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 6) 外国為替予約取引の指図および範囲
イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
ロ) イ)の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
ハ) ロ)の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- 7) 公社債の借入れの指図および範囲
イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
ロ) イ)の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ)の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借り入れた

公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

二) イ) の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

8) 資金の借入

イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約の支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができるものとします。

ロ) 委託者はイ) の規定により借入れた借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

ハ) 委託者はイ) に定める借入れの指図および必要な担保の差入れの指図を行うこととします。

二) イ) に定める資金借入額は、次にあげる範囲内の額とします。

1. 信託財産で保有する有価証券等の売却代金、解約代金および償還金等により受取りの確定している資金の合計額の範囲内。

2. かつ、信託財産の純資産総額の100分の10を超えない額の範囲内。

3. 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てのために借入れた場合については、収益分配金のうち再投資にかかる額の範囲内。

ホ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、解約代金の支払いのために行う信託財産の売却等により受取りの確定している当該資金の受入日までとします。

ヘ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

ト) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

<シュローダー・コモディティ・マザーファンド>

1) 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

2) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

3) デリバティブの直接利用は行いません。

4) 投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外への直接投資は行いません。

5) 約款および規約などにおいてファンド・オブ・ファンズにのみ取得される投資信託証券であることが記載されていない同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以内とします。

6) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

7) 外国為替予約取引の指図および範囲

イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

ロ) イ) の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

ハ) ロ) の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

8) 公社債の借入れの指図および範囲

イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

ロ) イ) の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ) の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

二) イ) の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

② 法令による投資制限

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

3【投資リスク】

（1）ファンドのリスク

- ・当ファンドはマザーファンドへの投資を通じて主に有価証券に投資する投資信託証券に投資することにより、主に商品先物取引および公社債等を実質的な投資対象としますので、商品先物取引の価格変動等の影響や、組入公社債の価格下落、組入公社債の発行体の倒産や財政状況の悪化等の影響により、ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドは預貯金と異なります。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。
- ・分配金は、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われるとその金額相当分、基準価額は下がります。また、必ず支払われるものではなく、金額も確定しているものではありません。

なお、以下に記載するリスクは当ファンドに関するすべてのリスクについて必ずしも完全に網羅したものではなく、それ以外のリスクも存在する場合があることにつきご留意ください。

① 商品先物取引による運用に伴うリスク

ファンドが実質的に運用を行う商品先物取引の価格は、商品の需給関係等の市場動向、商品指数の値動き、金利動向、干ばつ・洪水等の天候全般、家畜病、禁輸処置、関税、世界経済・政治の動向など特定の業種や商品に関わる様々な要因の影響を受け変動します。また、商品市場は、市場の流動性の不足、投機家の参入、政府の規制等の各種要因により、値動きが一時的に偏向・混乱する場合も考えられます。商品先物市場の変動の影響を受け商品先物取引の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むこともあります。

② 公社債の価格変動リスク

・金利変動リスク

ファンドが実質的に投資を行う公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等によって異なります。）。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むこともあります。

・信用リスク

ファンドが実質的に投資を行う公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むこともあります。

③ 外国証券への投資に伴うリスク

・為替変動リスク

ファンドが実質的に投資を行う外貨建資産の円貨換算の価値は、その資産における価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。保有実質外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

・カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。

<その他の留意事項>

- ・組入株式の価格変動リスク、信用リスク

ファンドが実質的に投資を行う株式の価格は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等を反映して変動します。株式の価格は、短期的または長期的に大きく下落することがあります。また、株式の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合もあります。組入株式の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

・換金に関する制限

1. 信託期間中のルクセンブルグ証券取引所若しくはニューヨーク証券取引所またはルクセンブルグの銀行若しくはニューヨークの銀行の休業日（詳しくは、販売会社または委託会社の照会先にお問合わせください。）には、換金の申込みを受け付けません。
2. 大口解約は、解約金額および受付時間に制限を設けさせていただく場合があります。別途、指定投資信託証券の解約制限の影響を受ける場合があります。

・ファンドからの資金流出に伴うリスクおよび留意点

一部解約代金の支払資金を手当するために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額が大きく変動する要因となります。また、保有証券の売却代金の回収までの期間、一時的にファンドで資金借入れを行うことによってファンドの解約代金の支払いに対応する場合、借入金利はファンドが負担することになります。

・短期金融商品の信用リスク

ファンドおよびマザーファンドの資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融商品で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

・収益分配金に関する留意点

ファンドは、決算時に諸経費等控除後の利子・配当収入と売買益の中から委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して収益の分配を行います。これにより一定水準の収益分配金が支払われることを示唆あるいは保証するものではありません。また、基準価額水準、市況動向等によっては、委託会社の判断により分配を行わないことがあります。

・信託の途中終了

信託契約の一部解約により、受益権の口数が25億口を下回ることとなった場合、または取引市場の混乱などその他やむを得ない事情の発生により運用の継続が困難と認められた場合には、信託期間の途中でも信託を終了させる場合があります。

・買付・換金の中止

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が生じた場合には、受益権の買付、換金の各申込みの受付を中止すること、あるいはすでに受付けた当該申込みの受付を取り消すことがあります。

・投資の基本方針に沿った運用ができない場合

ファンドが実質的に投資を行う市場の混乱やファンドに大量の解約が生じた場合などには、機動的に保有資産の売却ができないことが想定されます。こうした場合を含め、資金動向、市況動向その他の要因等によっては、投資の基本方針にしたがった運用ができない場合があります。

・運用体制の変更

ファンドの運用体制は、今後、変更となる場合があります。

（２）リスク管理体制

① 運用リスク管理

＜シュローダー・グループ全体の運用リスク管理＞

シュローダー・グループでは、グループ内STPシステムの一環としてチャールズ・リバー・システムを導入しています。このシステムは、投資ガイドラインチェック、ポートフォリオのモデリングおよびファンドマネジャーの運用指図、トレーダーの発注・約定などの業務プロセスを一貫して電子上で処理・管理するものです。投資信託の約款、投資一任契約のお客様から頂いている投資ガイドライン、社内またはグループ内で統一的に定めた社内ルールは、同システム上に設定されます。ファンドマネジャーがトレーダーに売買指示をする際に、システム上で投資ガイドラインに対する違反がないかどうかコンプライアンスチェックが実施され、遵守が確認されると注文はトレーダーに送信されます。遵守していない場合は、ただちにシステムから警告が発せられ、ファンドマネジャーは発注数量の変更や発注の取り消しなど必要な措置を講じることが要求されます。また、投資ガイドラインに抵触がないかどうかは、日次でコンプライアンス担当者によりモニタリングされています。

② 内部牽制体制の整備状況

当社では運用部門と管理部門を分離する一方、運用部門とトレーディング部門との分離もはかっています。これにより、運用部門は各ファンド毎に定められた投資制限の範囲内で最適な投資判断を行い、トレーディング部門は最良発注を目指すことで信託財産相互間の公平性を確保しています。

また、各部門が適正に機能しているかどうかを監理するため、コンプライアンス&リスク管理部が各部門の業務手続きを見直し、エラーや違反が行われた場合には改善の提言および改善の実施状況のチェックを行います。

さらに、コンプライアンス&リスク管理部のモニタリングにより各部門の手続きの遵守状況を定期的にチェックします。コンプライアンス&リスク管理部ではまた、各部門に対し定期的にコンプライアンス・セッションを行い、関連法規制の重要事項および社内手続き等の周知徹底を行います。

③ 内部検査体制

コンプライアンス&リスク管理部は、リスク査定の結果をベースとした年間モニタリング計画に基づいて、運用部門、管理部門や営業部門も含め、各部門が法令・諸規則、協会諸規則および社内業務手続きに沿って運営されているかどうかについて各種内部資料をチェックします。問題もしくは懸念事項が発見された場合には、必要な改善策とその実施スケジュールを各部門長と合意に至るまで協議し、合意された改善策の実施状況を確認します。

④ 外部監査について

外部監査としては、会計監査並びに投信法に基づく投信ファンド監査、シュローダー・グループの財務諸表監査および諸手続きの監査、グローバル投資パフォーマンス基準（GIPS）^{*} 準拠の検証、投資一任契約に係る資産運用管理業務に係る内部統制についての検証が、各々監査法人により定期的実施されています。加えて、シュローダー・グループの内部監査部門が定期的に弊社を訪問し、各部門・業務に対する監査を行っています。

＊グローバル投資パフォーマンス基準（GIPS）とは、IPC（Investment Performance Council）が所管するパフォーマンス基準（資産運用会社が自社の投資パフォーマンスの記録を顧客に対して提示するための基準）をいいます。

※上記体制は平成26年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.24%（税抜3.00%）が上限となっております。
- ・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。

（2）【換金（解約）手数料】

- ① 換金手数料
ありません。
- ② 信託財産留保額
ありません。

（3）【信託報酬等】

- ① 信託報酬
信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年1.7604%（税抜1.6300%）の率を乗じて得た額とします。
- ② 信託報酬の配分

信託報酬の配分は、以下の通りとします。

	運用管理費用(信託報酬)の配分
委託会社	年率 0.9500%(税抜)
販売会社	年率 0.6500%(税抜)
受託会社	年率 0.0300%(税抜)

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

※マザーファンドが組入れる投資対象ファンド（投資運用会社）の信託報酬はありませんので、投資者が実質的に負担する信託報酬は年率1.7604%（税抜1.6300%）となります。

③ 支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期末（当該日が休業日の場合は翌営業日）または信託終了のときに、信託財産から支払います。

（４）【その他の手数料等】

ファンドから支払われる費用には次のものがあります。

- ① 組入る有価証券の売買委託手数料およびこれらに係る消費税等相当額
- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用、外貨建資産の保管等費用、借入金の利息、融資枠の設定に要する費用、受託会社が立替えた立替金の利息およびこれらに係る消費税等相当額
- ③ その他の諸費用。なお、これらに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。

1. 監査費用
2. 法律顧問・税務顧問への報酬および費用
3. 目論見書の作成・印刷・交付費用
4. 有価証券届出書・有価証券報告書等法定提出書類の作成・印刷・提出費用
5. 信託約款の作成・印刷・届出費用
6. 運用報告書の作成・印刷・交付費用
7. 公告に係る費用ならびに他の信託との併合、信託約款の変更および信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成・印刷・交付に係る費用
8. 投信振替制度に係る費用および手数料等
9. この信託の計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳簿管理、法定報告等）に係る費用
10. 格付の取得に要する費用

委託会社は、上記③の諸費用の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積もった結果、信託財産の純資産総額の年率0.054%（税抜0.050%）相当額を上限として、係る諸費用の合計額とみなして、実際の金額のいかにかわらず、ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、係る諸費用の年率を見直し、0.054%（税抜0.050%）を上限としてこれを変更することができます。

上記③の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。係る諸費用は、毎計算期末（当該日が休業日の場合は翌営業日）または信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

- ④ マザーファンドが組入れる投資対象ファンドの純資産総額に対して年率0.14%程度を管理報酬、保管報酬、弁護士費用、および監査費用等の精算にあてております。この料率は運用・管理状況等によって変動することがあります。

※（４）その他の手数料等のうち、①および②の費用は、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。また、上記の合計額は、投資者の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、事前に示すことができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

① 個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%

および地方税5%)の税率による源泉徴収(原則として、確定申告は不要です。)が行なわれます。

なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税(配当控除の適用はありません。)のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益(譲渡益)^{*}については譲渡所得として、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)を選択している場合は、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収(原則として、確定申告は不要です。)が行なわれます。

※解約価額および償還価額から取得費用(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。)を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損(譲渡損失)については、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等(申告分離課税を選択したものに限り、)と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益(譲渡益)および普通分配金(申告分離課税を選択したものに限り、)については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%(所得税のみ)の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

2) 受益者が収益分配金を受け取る際

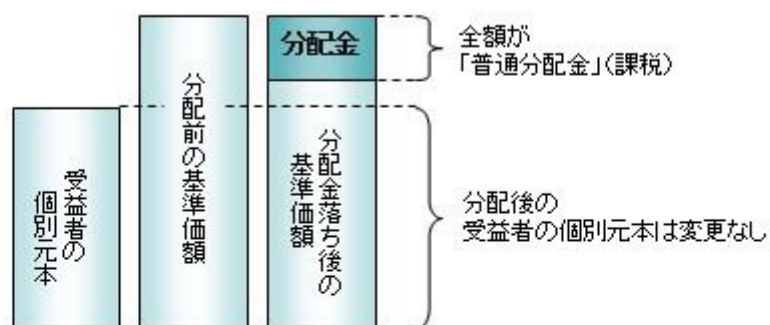
イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

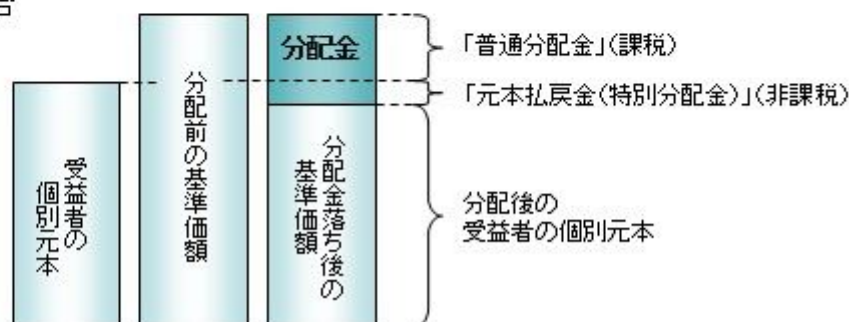
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



※上記は平成26年3月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【シュローダー・コモディティ・ファンド】

以下の運用状況は2014年 3月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	263,556,522	100.10
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	△261,469	△0.10
合計（純資産総額）		263,295,053	100.00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
日本	親投資信託受益証券	シュローダー・コモディティ・マザーファンド	327,888,184	0.8127	266,497,406	0.8038	263,556,522	100.10

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.10
合 計	100.10

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末 (2009年 3月10日)	125	125	0.7753	0.7753
第2計算期間末 (2009年 9月10日)	255	255	0.9029	0.9029
第3計算期間末 (2010年 3月10日)	248	248	0.9100	0.9100
第4計算期間末 (2010年 9月10日)	307	307	0.8472	0.8472
第5計算期間末 (2011年 3月10日)	380	380	1.0876	1.0876
第6計算期間末 (2011年 9月12日)	305	305	0.9305	0.9305
第7計算期間末 (2012年 3月12日)	284	284	0.9517	0.9517
第8計算期間末 (2012年 9月10日)	258	258	0.9107	0.9107
第9計算期間末 (2013年 3月11日)	277	277	1.0162	1.0162
第10計算期間末 (2013年 9月10日)	262	262	1.0214	1.0214
第11計算期間末 (2014年 3月10日)	263	263	1.0741	1.0741
2013年 3月末日	272	—	1.0015	—
4月末日	262	—	0.9894	—
5月末日	266	—	1.0172	—
6月末日	251	—	0.9591	—
7月末日	250	—	0.9710	—
8月末日	262	—	1.0171	—
9月末日	250	—	0.9765	—
10月末日	248	—	0.9721	—
11月末日	247	—	0.9833	—
12月末日	254	—	1.0368	—
2014年 1月末日	246	—	0.9978	—

2月末日	256	—	1.0451	—
3月末日	263	—	1.0596	—

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2008年11月 4日～2009年 3月10日	0.0000
第2期	2009年 3月11日～2009年 9月10日	0.0000
第3期	2009年 9月11日～2010年 3月10日	0.0000
第4期	2010年 3月11日～2010年 9月10日	0.0000
第5期	2010年 9月11日～2011年 3月10日	0.0000
第6期	2011年 3月11日～2011年 9月12日	0.0000
第7期	2011年 9月13日～2012年 3月12日	0.0000
第8期	2012年 3月13日～2012年 9月10日	0.0000
第9期	2012年 9月11日～2013年 3月11日	0.0000
第10期	2013年 3月12日～2013年 9月10日	0.0000
第11期	2013年 9月11日～2014年 3月10日	0.0000

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1期	2008年11月 4日～2009年 3月10日	△22.47
第2期	2009年 3月11日～2009年 9月10日	16.46
第3期	2009年 9月11日～2010年 3月10日	0.79
第4期	2010年 3月11日～2010年 9月10日	△6.90
第5期	2010年 9月11日～2011年 3月10日	28.38
第6期	2011年 3月11日～2011年 9月12日	△14.44
第7期	2011年 9月13日～2012年 3月12日	2.28
第8期	2012年 3月13日～2012年 9月10日	△4.31
第9期	2012年 9月11日～2013年 3月11日	11.58
第10期	2013年 3月12日～2013年 9月10日	0.51
第11期	2013年 9月11日～2014年 3月10日	5.16

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2008年11月 4日～2009年 3月10日	183,711,818	21,647,785

第2期	2009年 3月11日～2009年 9月10日	185,862,057	64,728,169
第3期	2009年 9月11日～2010年 3月10日	39,581,257	49,617,598
第4期	2010年 3月11日～2010年 9月10日	152,680,580	63,140,440
第5期	2010年 9月11日～2011年 3月10日	36,117,286	48,933,642
第6期	2011年 3月11日～2011年 9月12日	46,568,784	67,698,175
第7期	2011年 9月13日～2012年 3月12日	9,216,855	38,913,744
第8期	2012年 3月13日～2012年 9月10日	10,792,346	25,538,749
第9期	2012年 9月11日～2013年 3月11日	9,351,095	20,622,842
第10期	2013年 3月12日～2013年 9月10日	4,811,763	20,784,115
第11期	2013年 9月11日～2014年 3月10日	7,410,243	18,793,988

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

（参考）

シュローダー・コモディティ・マザーファンド

以下の運用状況は2014年 3月31日現在です。
 ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	ルクセンブルク	3,330,716,551	98.74
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	－	42,388,506	1.26
合計（純資産総額）		3,373,105,057	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ルクセンブルク	投資証券	Schroder Alternative Solutions Commodity Fund Class J	411,036.72	8,181.11	3,362,736,948	8,100.83	3,329,739,907	98.71
ルクセンブルク	投資証券	Schroder International Selection Fund EURO Liquidity Class I	53	18,424.41	976,494	18,427.24	976,644	0.03

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	98.74
合 計	98.74

投資不動産物件

該当事項はありません。

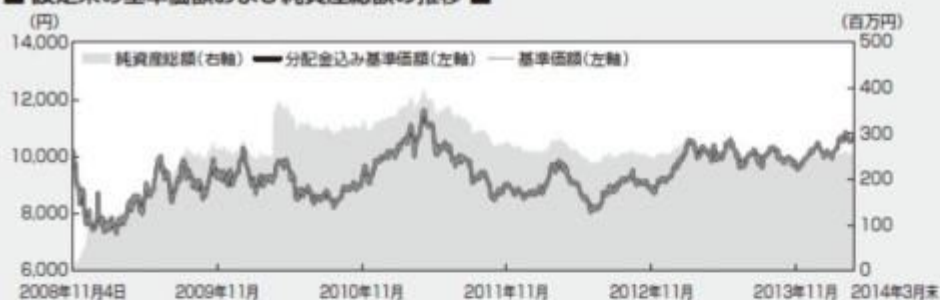
その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

《参考情報》**運用実績**

基準価額・純資産の推移

■ 設定来の基準価額および純資産総額の推移 ■



基準価額	10,596 円
純資産総額	263 百万円

※分配金込み基準価額は税引前分配金を再投資した場合の基準価額です。

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の価額です。

※設定日：2008年11月4日

分配の推移

■ 分配金(1万口当たり、税引前) ■

決算期	分配金
2012年3月	0円
2012年9月	0円
2013年3月	0円
2013年9月	0円
2014年3月	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況

■ 資産構成比率 ■

順位	銘柄	種類	投資比率(%)
1	シュローダー・オルタナティブ・ソリューションズ コモディティ・ファンド クラス J 投資証券	投資証券	98.71
2	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド ユーロ・リクイディティ・クラス I 投資証券	投資証券	0.03

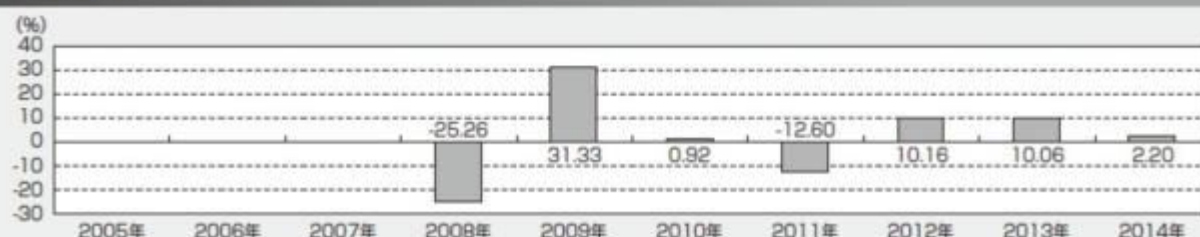
※組入上位コモディティはマザーファンドの主要投資対象のうち、大部分の投資対象である、「シュローダー・オルタナティブ・ソリューションズ コモディティ・ファンド クラス J 投資証券」の組入状況です。

■ 組入上位コモディティ ■

順位	コモディティ	セクター	投資比率(%)
1	原油	エネルギー	26.3
2	金	金属	10.1
3	天然ガス	エネルギー	5.9
4	砂糖	農産物	5.8
5	小麦	農産物	5.0
6	大豆関連	農産物	5.0
7	とうもろこし	農産物	4.9
8	綿花	農産物	4.1
9	灯油	エネルギー	3.9
10	ガソリン	エネルギー	3.8

※組入上位コモディティの投資比率は同投資証券に対する純資産比です。

年間収益率の推移



※ファンドにベンチマークはありません。

※2008年11月4日が設定日のため、2007年以前の実績はありません。2008年は11月4日から12月末までの騰落率です。

2014年は1月から3月末までの騰落率です。

※ファンドの騰落率は税引き前分配金を再投資した基準価額の騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

(2) コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞と＜分配金受取りコース（一般コース）＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜分配金受取りコース（一般コース）＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

(3) 申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(4) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の扱いとなります。

(5) 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日がルクセンブルグ証券取引所若しくはニューヨーク証券取引所の休業日またはルクセンブルグの銀行若しくはニューヨークの銀行の休業日に該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(6) 申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

(7) 申込単位

販売会社が定める単位とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

(9) 受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所^{*}における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

2【換金（解約）手続等】

＜解約請求による換金＞

(1) 解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の扱いとなります。

(3) 解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日がルクセンブルグ証券取引所若しくはニューヨーク証券取引所の休業日またはルクセンブルグの銀行若しくはニューヨークの銀行の休業日に該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(4) 解約制限

ファンドの規模および商品性格などにに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(5) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

電話番号：03-5293-1323

受付時間：午前9時～午後5時まで（土、日、祝日は除きます）

ホームページアドレス：<http://www.schroders.co.jp>

(6) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(7) 解約単位

1口単位

※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

(9) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

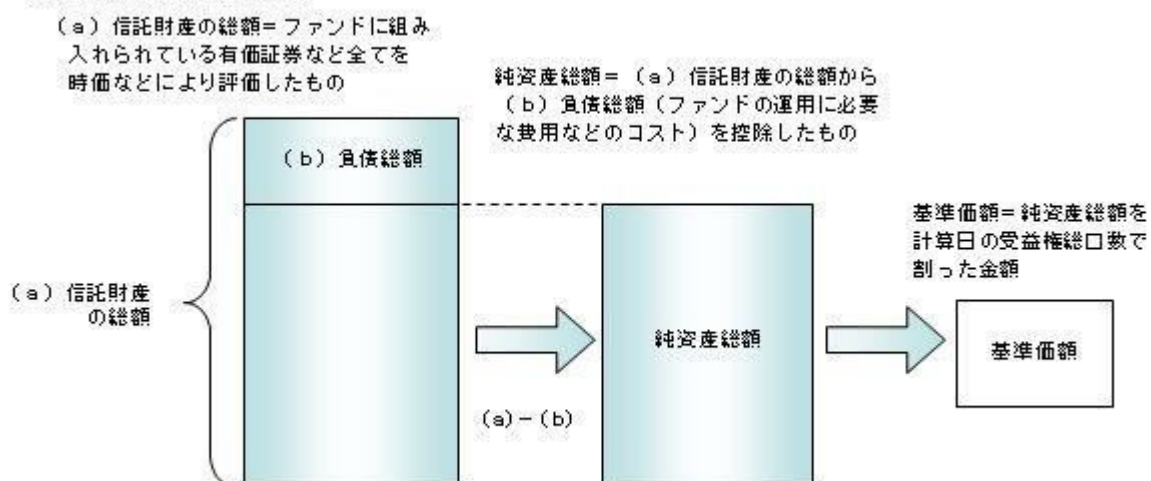
3【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

① 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



② 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

<主な資産の評価方法>

◇マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

◇投資信託証券（外国籍）

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則と

してわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

電話番号：03-5293-1323

受付時間：午前9時～午後5時まで（土、日、祝日は除きます）

ホームページアドレス：<http://www.schroders.co.jp>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

平成30年 3月12日までとします（平成20年11月 4日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎年3月11日から9月10日および9月11日から翌年3月10日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5) 【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

イ) 受益者の解約により受益権の口数が25億口を下回ることとなった場合

ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

ハ) やむを得ない事情が発生したとき

2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合

ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき

ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）

ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

・償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。

・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

③ 信託約款の変更など

1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

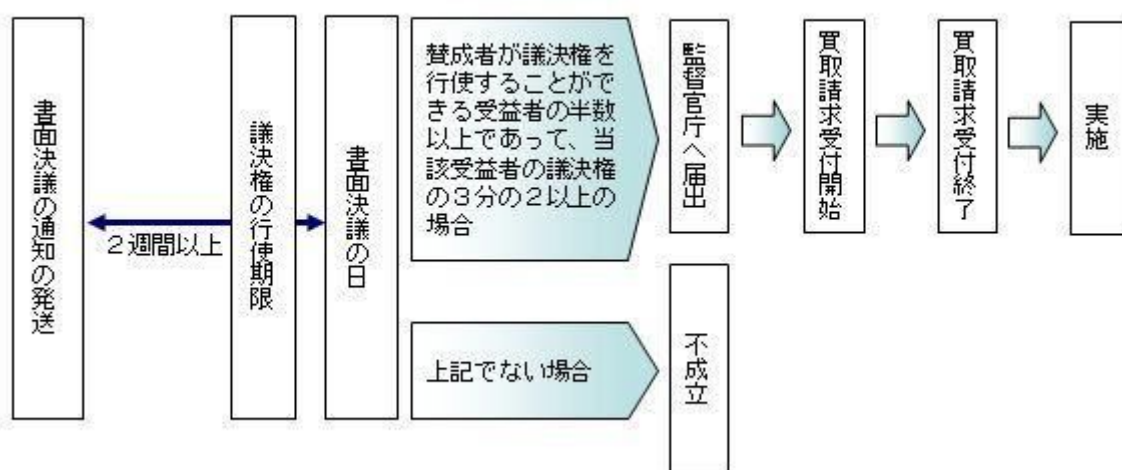
3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決

議」の規定を適用します。

④ 書面決議

- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行いません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 6) 当ファンドの繰上償還、信託約款の重大な変更または併合を行なう場合には、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

<書面決議の主な流れ>



⑤ 公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥ 運用報告書の作成

委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。運用報告書は原則として知れている受益者に対して交付されます。

⑦ 関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

⑧ 他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年

間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（２）解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

（３）帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- （1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- （2）当ファンドの計算期間は6ヶ月であるため、財務諸表は6ヶ月ごとに作成しております。
- （3）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期計算期間(平成25年9月11日から平成26年3月10日まで)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【シュローダー・コモディティ・ファンド】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第10期 (平成25年 9月10日現在)	第11期 (平成26年 3月10日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	264,875,060	266,076,931
未収入金	2,322	219,614
流動資産合計	264,877,382	266,296,545
資産合計	264,877,382	266,296,545
負債の部		
流動負債		
未払解約金	2,322	219,614
未払受託者報酬	41,383	39,080
未払委託者報酬	2,207,435	2,084,118
その他未払費用	68,922	65,067
流動負債合計	2,320,062	2,407,879
負債合計	2,320,062	2,407,879
純資産の部		
元本等		
元本	257,068,582	245,684,837
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	5,488,738	18,203,829
（分配準備積立金）	40,246,376	40,536,851
元本等合計	262,557,320	263,888,666
純資産合計	262,557,320	263,888,666
負債純資産合計	264,877,382	266,296,545

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第10期 (自 平成25年 3月12日 至 平成25年 9月10日)	第11期 (自 平成25年 9月11日 至 平成26年 3月10日)
営業収益		
有価証券売買等損益	3,513,786	14,819,428
営業収益合計	3,513,786	14,819,428
営業費用		
受託者報酬	41,383	39,080
委託者報酬	2,207,435	2,084,118
その他費用	68,922	65,067
営業費用合計	2,317,740	2,188,265
営業利益又は営業損失（△）	1,196,046	12,631,163
経常利益又は経常損失（△）	1,196,046	12,631,163
当期純利益又は当期純損失（△）	1,196,046	12,631,163
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△220,819	△477,740
期首剰余金又は期首欠損金（△）	4,426,725	5,488,738
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	910
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	910
剰余金減少額又は欠損金増加額	354,852	394,722
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	334,118	394,722
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	20,734	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	5,488,738	18,203,829

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

（貸借対照表に関する注記）

	第10期 [平成25年 9月10日現在]	第11期 [平成26年 3月10日現在]
1. 投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	273,040,934円	257,068,582円
期中追加設定元本額	4,811,763円	7,410,243円
期中解約元本額	20,784,115円	18,793,988円
2. 受益権の総数	257,068,582口	245,684,837口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

	第10期 自 平成25年 3月12日 至 平成25年 9月10日	第11期 自 平成25年 9月11日 至 平成26年 3月10日
分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（13,775円）、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（18,471,175円）及び分配準備積立金（40,232,601円）より、分配対象収益は58,717,551円（1万口当たり2,284.10円）ですが、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（46,580円）、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（3,153,454円）、信託約款に規定される収益調整金（18,780,973円）及び分配準備積立金（37,336,817円）より、分配対象収益は59,317,824円（1万口当たり2,414.36円）ですが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

	第10期 自 平成25年 3月12日 至 平成25年 9月10日	第11期 自 平成25年 9月11日 至 平成26年 3月10日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であり、有価証券の内容は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	運用部門におけるリサーチや投資判断において、運用リスクの管理に重点を置くプロセスを導入しています。さらに、これら運用プロセスから独立した部門（コンプライアンス部門等）が、運用制限・ガイドラインの遵守状況を含めたファンドの運用状況について随時モニタリングを行い、運用部門に対する牽制が機能する仕組みとしており、これらの体制によりファンド運用に関するリスクを管理しています。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

	第10期 [平成25年 9月10日現在]	第11期 [平成26年 3月10日現在]
1.計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左

	第10期 [平成25年 9月10日現在]	第11期 [平成26年 3月10日現在]
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

第10期（平成25年 9月10日現在）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	5,071,194円
合計	5,071,194円

第11期（平成26年 3月10日現在）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	16,637,979円
合計	16,637,979円

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第10期 [平成25年 9月10日現在]	第11期 [平成26年 3月10日現在]
1口当たり純資産額	1.0214円	1.0741円
(1万口当たり純資産額)	(10,214円)	(10,741円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表
（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	シュローダー・コモディティ・マザーファンド	326,875,837	266,076,931	
合計		326,875,837	266,076,931	

注）親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

当ファンドは「シュローダー・コモディティ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券です。
なお、同ファンドの状況は以下の通りです。

「シュローダー・コモディティ・マザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（参考）

シュローダー・コモディティ・マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	（平成25年 9月10日現在）	（平成26年 3月10日現在）
資産の部		
流動資産		
預金	-	723,321
金銭信託	204,956	214,923

コール・ローン	107,262,561	99,154,794
投資証券	3,630,665,972	3,373,853,680
未収配当金	513,359	-
未収利息	88	81
流動資産合計	3,738,646,936	3,473,946,799
資産合計	3,738,646,936	3,473,946,799
負債の部		
流動負債		
未払解約金	9,767,469	16,074,525
流動負債合計	9,767,469	16,074,525
負債合計	9,767,469	16,074,525
純資産の部		
元本等		
元本	4,856,662,338	4,248,128,089
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	△1,127,782,871	△790,255,815
元本等合計	3,728,879,467	3,457,872,274
純資産合計	3,728,879,467	3,457,872,274
負債純資産合計	3,738,646,936	3,473,946,799

(注) 「シュローダー・コモディティ・マザーファンド」の計算期間は原則として毎年3月11日から翌年3月10日までであり、当ファンドの計算期間と異なります。上記の貸借対照表は、平成25年9月10日及び平成26年3月10日における同ファンドの状況であります。

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3.その他財務諸表作成の為の基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

	[平成25年 9月10日現在]	[平成26年 3月10日現在]
1. 投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	5,821,503,620円	4,856,662,338円

期中追加設定元本額	72,747,779円	32,892,066円
期中解約元本額	1,037,589,061円	641,426,315円
元本の内訳 ファンド名		
日興・シュローダー・コモディティ・ファンド Aコース（為替ヘッジなし）	4,227,730,483円	3,689,637,458円
日興・シュローダー・コモディティ・ファンド Bコース（為替ヘッジあり）	283,952,615円	231,614,794円
シュローダー・コモディティ・ファンド	344,979,240円	326,875,837円
計	4,856,662,338円	4,248,128,089円
2. 受益権の総数	4,856,662,338口	4,248,128,089口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,127,782,871円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は790,255,815円であります。

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

	自 平成25年 3月12日 至 平成25年 9月10日	自 平成25年 9月11日 至 平成26年 3月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であり、有価証券の内容は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。 当ファンドは為替変動リスクの低減を図ることを目的として、為替予約取引を行っております。	同左

3.金融商品に係るリスク管理体制	運用部門におけるリサーチや投資判断において、運用リスクの管理に重点を置くプロセスを導入しています。さらに、これら運用プロセスから独立した部門（コンプライアンス部門等）が、運用制限・ガイドラインの遵守状況を含めたファンドの運用状況について随時モニタリングを行い、運用部門に対する牽制が機能する仕組みとしており、これらの体制によりファンド運用に関するリスクを管理しています。	同左
------------------	---	----

II 金融商品の時価等に関する事項

	[平成25年 9月10日現在]	[平成26年 3月10日現在]
1.計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

（平成25年 9月10日現在）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	△84,238,169円
合計	△84,238,169円

(平成26年 3月10日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	5,517,895円
合計	5,517,895円

注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日からシュローダー・コモディティ・ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報に関する注記）

	[平成25年 9月10日現在]	[平成26年 3月10日現在]
1口当たり純資産額	0.7678円	0.8140円
(1万口当たり純資産額)	(7,678円)	(8,140円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

種 類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	米ドル	Schroder Alternative Solutions Commodity Fund J Dis	411,036.72	32,673,308.87	
	米ドル 小計		411,036.72	32,673,308.87 (3,372,865,674)	
	ユーロ	Schroder International Selection Fund EURO LIQUIDITY I ACC	53	6,893.71	
	ユーロ 小計		53	6,893.71 (988,006)	
合計				3,373,853,680 (3,373,853,680)	

- 注）1.通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。
- 2.合計欄の金額は円で表示しております。また（ ）内の金額は外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
- 3.投資証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。
- 4.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	投資証券	1銘柄	100.0%	100.0%
ユーロ	投資証券	1銘柄	100.0%	0.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「シュローダー・オルタナティブ・ソリューションズ・コモディティ・ファンド クラスJ投資

証券」および「シュローダー・インターナショナル・セレクト・ファン ド ユーロ・リクイディティ クラスI投資証券」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資証券」は、すべて同投資対象ファンドの投資証券です。投資対象ファンドの状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

投資対象ファンドの状況

投資対象ファンドはルクセンブルグ籍外国投資法人であります。投資対象ファンドは、計算期間（「シュローダー・オルタナティブ・ソリューションズ・コモディティ・ファンド クラスJ投資証券」は平成24年10月1日から平成25年9月30日まで、「シュローダー・インターナショナル・セレクト・ファン ド ユーロ・リクイディティ クラスI投資証券」は平成24年1月1日から平成24年12月31日まで）が終了し、ルクセンブルグにおいて現地の法律に基づき財務書類が作成され、独立の監査人による監査を受けております。

以下に記載した情報は、現地において作成された直近入手可能な決算報告書、または、決算報告書（中間決算）の原文の一部を委託会社が翻訳したものであります。決算報告書（中間決算）は、中間計算期間末のため独立の監査人による財務書類の監査はを受けておりません。

シュローダー・オルタナティブ・ソリューションズ・コモディティ・ファンド2013年9月期 報告書

2013年9月30日現在の貸借対照表

シュローダー・オルタナティブ・ソリューションズ・ コモディティ・ファンド (米ドル)	
資産	
投資	
有価証券取得価額*	2,706,245,107
未実現評価益/(損)	(4,916,695)
有価証券評価額	2,701,328,412
未実現評価益/(損)	
外国為替先渡契約	6,357,062
先物契約	18,836,544
コモディティ・スワップ契約	8,701,396
	2,735,223,414
銀行預金	150,784,386
外国為替先渡契約に係る未収追加証拠金	4,574,591
未収追加金	1,125,005
未収配当金および未収利息	1,293
その他未収金	18,191
資産計	2,891,726,880
負債	
外国為替先渡契約に係る未払証拠金	4,574,591
未払解約金	5,878,816
未払配当金	12,069
未払運用報酬	1,607,316
その他未払金	952,800
負債計	13,025,592
純資産総額	2,878,701,288

*短期金融市場証券については償却原価に基づき計上しております。

シュローダー・オルタナティブ・
ソリューションズ・コモディティ・ファンド
(米ドル)

純資産総額

2013年9月30日現在

2,878,701,288

発行済投資証券口数

2013年9月30日現在

Class A Acc	3,662,940
Class C Acc	2,296,667
Class D Acc	78,077
Class I Acc	3,333,231
Class X Acc	327,989
Class A Dis	68,425
Class C Dis	2,784,716
Class I Dis	408,771
Class J Dis	463,162
Class A Acc CAD Hedged	5,135
Class C Acc CAD Hedged	1,160
Class I Acc CAD Hedged	100
Class A Acc CHF Hedged	640,633
Class C Acc CHF Hedged	276,668
Class I Acc CHF Hedged	2,368,758
Class A Acc SGD Hedged	11,181,598
Class A Acc EUR Hedged	805,889
Class C Acc EUR Hedged	451,332
Class I Acc EUR Hedged	2,079,693
Class A Acc GBP Hedged	83,497
Class C Acc GBP Hedged	48,656
Class I Acc GBP Hedged	964,087
Class I Acc JPY Hedged	198,184
Class A Acc PLN Hedged	-
Class A Acc RMB Hedged	-
Class C Acc RMB Hedged	-
Class I Acc RMB Hedged	-
Class A Dis GBP Hedged	256,649
Class C Dis GBP Hedged	106,020

一口当たり純資産価額*

2013年9月30日現在

Class A Acc	117.67
Class C Acc	124.39
Class D Acc	110.64
Class I Acc	143.42
Class X Acc	140.50
Class A Dis	116.22
Class C Dis	123.59
Class I Dis	143.28
Class J Dis	75.37
Class A Acc CAD Hedged	93.77
Class C Acc CAD Hedged	98.90
Class I Acc CAD Hedged	109.92
Class A Acc CHF Hedged	70.44
Class C Acc CHF Hedged	73.44
Class I Acc CHF Hedged	79.18
Class A Acc SGD Hedged	7.97
Class A Acc EUR Hedged	105.91
Class C Acc EUR Hedged	112.49
Class I Acc EUR Hedged	128.75
Class A Acc GBP Hedged	100.09

Class C Acc GBP Hedged	105.79
Class I Acc GBP Hedged	117.30
Class I Acc JPY Hedged	10,554.05
Class A Acc PLN Hedged	-
Class A Acc RMB Hedged	-
Class C Acc RMB Hedged	-
Class I Acc RMB Hedged	-
Class A Dis GBP Hedged	98.48
Class C Dis GBP Hedged	103.27

*各クラスの一口当たり純資産価額（NAV）は各クラスの基軸通貨で表示しております。

2013年9月30日現在の投資有価証券明細表

シュローダー・オルタナティブ・ソリューションズ・ コモディティ・ファンド

株式数または元本額	公的取引所への上場承認を受けた 譲渡可能証券および短期金融市場証券	評価額 (米ドル)	純資産構成比 (%)
株式			
石油およびガス			
1,027,517	EXCO Resources	28,777,677	1.00
364,742	Southwestern Energy	6,987,116	0.24
739,075	Talisman Energy	13,291,198	0.46
		8,499,363	0.30
銀採鉱			
533,641	Fresnillo	31,950,284	1.11
948,118	Silver Wheaton	8,313,702	0.29
		23,636,582	0.82
株式合計		60,727,961	2.11
ストラクチャード・プロダクト			
金			
224,455	Gold Bullion Securities	28,665,148	1.00
		28,665,148	1.00
ストラクチャード・プロダクト合計		28,665,148	1.00
公的取引所への上場承認を受けた譲渡可能証券 および短期金融市場証券の合計		89,393,109	3.11
株式数または元本額	その他の規制市場で取引される 譲渡可能証券および短期金融市場証券	評価額 (米ドル)	純資産構成比 (%)
アメリカ合衆国			
230,000,000	US Treasury Bill 0% 14/11/2013	2,540,618,891	88.26
120,000,000	US Treasury Bill 0% 29/11/2013	229,982,966	7.99
180,000,000	US Treasury Bill 0% 05/12/2013	119,987,217	4.17
170,000,000	US Treasury Bill 0% 12/12/2013	179,978,604	6.25
240,000,000	US Treasury Bill 0% 12/12/2013	169,984,530	5.90
225,000,000	US Treasury Bill 0% 19/12/2013	239,974,720	8.34
150,000,000	US Treasury Bill 0% 09/01/2014	224,964,618	7.81
111,000,000	US Treasury Bill 0% 23/01/2014	149,971,262	5.21
130,000,000	US Treasury Bill 0% 30/01/2014	110,975,563	3.86
370,000,000	US Treasury Bill 0% 06/02/2014	129,970,533	4.51
200,000,000	US Treasury Bill 0% 13/02/2014	369,944,125	12.85
200,000,000	US Treasury Bill 0% 20/02/2014	199,979,535	6.95
200,000,000	US Treasury Bill 0% 06/03/2014	199,941,500	6.95
70,000,000	US Treasury Bill 0% 13/03/2014	69,993,661	2.43
80,000,000	US Treasury Bill 0% 20/03/2014	79,983,000	2.78
65,000,000	US Treasury Bill 0% 27/03/2014	64,987,057	2.26

その他の規制市場で取引される譲渡可能証券
および短期金融市場証券の合計

2,540,618,891 88.26

株式数または元本額	クローズド・エンド型 集団投資スキーム	評価額 (米ドル)	純資産構成比 (%)
投資ファンド			
金			
552,969	SPDR Gold Trust	71,316,412	2.47
		71,316,412	2.47
クローズド・エンド型集団投資スキームの合計		71,316,412	2.47
投資総額		2,701,328,412	93.84
その他純資産		177,372,876	6.16
純資産総額		2,878,701,288	100.00

2013年9月30日現在の財務諸表注記

外国為替先渡契約明細表

未決済の外国為替先渡契約は、契約満期日に適用する先物為替相場を参照し、純資産総額計算日に入手可能な直近価格で評価される。未実現評価益/（損）は、貸借対照表の「未実現評価益/（損）－外国為替先渡契約」に記載されている。

2013年9月30日、当ファンドは以下の外国為替先渡契約を保有していた。

買い通貨	売り通貨	満期日	未実現評価益/ (損)
シェアクラスごとのヘッジ			
CAD	623,921	USD 604,600	2013年10月25日 1,527
CHF	257,805,790	USD 283,138,200	2013年10月25日 2,488,709
EUR	412,064,142	USD 556,568,400	2013年10月25日 1,771,326
GBP	169,142,616	USD 271,262,400	2013年10月25日 2,035,817
JPY	2,492,196,114	USD 25,267,800	2013年10月25日 257,597
SGD	92,107,341	USD 73,416,300	2013年10月25日 (7,917)
USD	12,700	CAD 13,106	2013年10月25日 (33)
USD	4,142,100	CHF 3,773,039	2013年10月25日 (38,105)
USD	8,675,200	EUR 6,437,996	2013年10月25日 (48,173)
USD	8,962,300	GBP 5,589,908	2013年10月25日 (69,794)
USD	3,988,500	JPY 392,733,890	2013年10月25日 (33,932)
USD	2,014,100	SGD 2,527,091	2013年10月25日 40
			USD 6,357,062

先物契約明細表

先物契約は純資産総額計算日に入手可能な直近価格で評価される。未実現評価益/（損）は、貸借対照表の「未実現評価益/（損）－先物契約」に記載されている。2013年9月30日、当ファンドは以下の先物契約を保有していた。

満期日	数量	契約	通貨	残高	市場価格	未実現評価益/ (損)
2013年10月	492	Brent Crude Future	USD	52,430,997	107.71	562,323
2013年10月	2,362	Crude Oil Future	USD	223,204,884	101.5	16,538,116
2013年10月	460	Gas Oil Future (ICE)	USD	41,093,212	914	950,788
2013年10月	262	Gasoline RBOB Future	USD	30,750,165	2.64	(1,707,308)
2013年10月	74	LME LEAD Future	USD	4,090,350	2,078	(246,050)
2013年10月	1,333	Natural Gas Future	USD	47,544,223	3.53	(449,333)
2013年10月	489	NY Harb ULSD Future	USD	61,648,638	2.97	(642,563)
2013年11月	1,003	Brent Crude Future	USD	102,983,137	106.8	4,137,262

2013年11月	756	Coffee Robusta Future (10-Tonne)	USD	14,222,928	1,625	(1,937,928)
2013年11月	1,952	Crude Oil Future	USD	184,589,318	101.06	12,679,802
2013年11月	847	Gas Oil Future (ICE)	USD	77,656,818	912.25	(389,243)
2013年11月	592	Gasoline RBOB Future	USD	65,643,532	2.62	(539,634)
2013年11月	1,082	Mill Wheat Euro Future	EUR	11,743,676	193.75	(1,709,615)
2013年11月	1,267	Natural Gas Future	USD	48,369,436	3.73	(1,123,006)
2013年11月	312	NY Harb ULSD Future	USD	38,214,261	2.96	618,132
2013年11月	1,219	Soybean Future	USD	80,465,581	13.14	(407,756)
2013年11月	751	White Sugar Future (LIF)	USD	17,718,363	483	418,287
2013年12月	996	Brent Crude Future	USD	101,621,880	105.88	3,834,600
2013年12月	1,489	Cocoa Future	USD	34,485,349	2,631	4,690,241
2013年12月	1,215	Coffee 'C' Future	USD	56,045,360	1.14	(4,058,548)
2013年12月	4,906	Corn Future	USD	117,058,944	4.56	(5,140,819)
2013年12月	420	Cotton No.2 Future	USD	17,431,554	0.87	878,346
2013年12月	1,311	Crude Oil Future	USD	136,711,080	100.29	(5,230,890)
2013年12月	610	Gasoline RBOB Future	USD	68,219,271	2.61	(1,276,773)
2013年12月	446	Gold 100 OZ Future	USD	59,876,400	1,327.7	(660,980)
2013年12月	918	Lean Hogs Future	USD	30,860,828	0.87	1,163,602
2013年12月	1,832	Live Cattle Future	USD	95,479,663	1.32	1,414,817
2013年12月	441	LME COPPER Future	USD	81,929,135	7,315	(1,281,260)
2013年12月	132	LME LEAD Future	USD	6,902,808	2,101.6	32,472
2013年12月	437	LME NICKEL Future	USD	39,035,880	13,979	(2,382,942)
2013年12月	1,538	LME PRI ALUM Future	USD	75,703,762	1,840.38	(4,941,151)
2013年12月	307	LME TIN Future	USD	32,122,945	23,350	3,719,305
2013年12月	817	LME ZINC Future	USD	39,745,524	1,904.75	(841,005)
2013年12月	1,091	Natural Gas Future	USD	44,216,048	3.83	(2,430,748)
2013年12月	427	NY Harb ULSD Future	USD	53,756,810	2.96	(600,434)
2013年12月	193	Silver Future	USD	21,781,594	21.61	(927,944)
2013年12月	635	Soybean Meal Future	USD	24,249,595	417.8	2,280,705
2013年12月	349	Soybean Oil Future	USD	10,066,005	0.42	(1,359,153)
2013年12月	2,825	Wheat Future (CBT)	USD	95,063,808	6.83	1,374,629
2013年12月	201	Wheat Future (KCB)	USD	7,140,957	7.33	223,180
2014年1月	319	LME COPPER Future	USD	58,711,950	7,305.75	(448,594)
2014年1月	883	LME PRI ALUM Future	USD	39,917,119	1,849.75	916,113
2014年2月	2,659	SUGAR NO.11 (WORLD) Future	USD	50,564,225	0.18	2,862,531
2014年4月	746	SUGAR NO.11 (WORLD) Future	USD	14,630,707	0.18	274,970
					USD	18,836,544

コモディティ・スワップ契約明細表

当ファンドは、当ファンドとカウンター・パーティが、将来の為替支払に同意したスワップ契約を、両当事者に適用される所定の規則に従い締結することができる。

コモディティ・スワップ契約は純資産総額計算日に入手可能な直近価格で評価される。未実現評価益/（損）は貸借対照表の「未実現評価益/（損）ーコモディティ・スワップ契約」に記載されている。2013年9月30日、当ファンドは以下のコモディティ・スワップ契約を保有していた。

売/買	詳細	通貨	額面価額	カウンター・パーティ	満期日	未実現評価益/（損）
買	Cocoa Future	USD	12,910	Goldman Sachs	2013年11月1日	4,446,337
買	Cotton No.2 Future	USD	21,450,000	Barclays	2013年11月8日	930,637
買	Cotton No.2 Future	USD	21,750,000	J.P. Morgan	2013年11月8日	878,419
買	Cotton No.2 Future	USD	42,050,000	Goldman Sachs	2013年11月8日	1,715,103
買	Cocoa Future	USD	5,550	J.P. Morgan	2014年2月7日	(58,774)
買	SUGAR NO.11 (WORLD) Future	USD	112,448,000	Barclays	2014年2月18日	789,674
					USD	8,701,396

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・リクイディティ
2013年6月期半期報告書

2013年6月30日現在の貸借対照表

	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ ファンド・ ユーロ・リクイディティ(注1) (ユーロ)
資産	
投資	
有価証券取得価額	1,103,882,446
未実現評価益/(損)	418,983
有価証券評価額	1,104,301,429
未実現評価益/(損)	
外国為替先渡契約	-
先物契約	-
金利スワップ契約	-
トータル・リターン・スワップ契約	-
クレジット・デフォルト・スワップ契約	-
	1,104,301,429
銀行預金	8,814,338
有価証券未収入金	1,140
未収運用報酬割戻金	-
外国為替先渡契約に係る未収証拠金	-
外国為替先渡契約に係る未収追加証拠金	-
未収追加金	24,408,206
未収配当金および未収利息	411,501
その他未収金	-
オプションおよびスワップションの正味時価 評価額	-
資産計	1,137,936,614
負債	
当座借越	-
有価証券未払金	62
外国為替先渡契約に係る未払証拠金	-
外国為替先渡契約に係る未払追加証拠金	-
未払解約金	1,095,543
未払配当金	-
未払運用報酬	204,669
その他未払金	215,684
オプション正味時価評価額	-
負債計	1,515,958
純資産総額	1,136,420,656

(注1) 評価額は償却原価を表す。

シュローダー・インターナショナル・
セレクション・ファンド・
ユーロ・リクイディティ
(ユーロ)

純資産総額

2013年6月30日現在

1,136,420,656

発行済投資証券口数

2013年6月30日現在

Class A Dis	-
Class A Dis AUD Hedged	-
Class A Dis EUR	-
Class A Dis EUR Hedged	-
Class A Dis EUR Duration Hedged	-
Class A Dis GBP	-
Class A Dis GBP Hedged	-
Class A Dis HKD	-
Class A Dis RMB Hedged	-
Class A Dis SGD	-
Class A Dis SGD Hedged	-
Class A Dis USD	-
Class A Dis USD Hedged	-
Class B Dis	-
Class B Dis EUR Hedged	-
Class C Dis	-
Class C Dis CHF Hedged	-
Class C Dis EUR Hedged	-
Class C Dis GBP	-
Class C Dis GBP Hedged	-
Class C Dis JPY Hedged	-
Class C Dis USD	-
Class C Dis USD Hedged	-
Class D Dis	-
Class I Dis	-
Class I Dis EUR Hedged	-
Class I Dis GBP	-
Class I Dis GBP Hedged	-
Class J Dis	-
Class J Dis JPY	-
Class X Dis	-
Class A1 Dis	-
Class A1 Dis AUD Hedged	-
Class A1 Dis EUR	-
Class A1 Dis EUR Hedged	-
Class A1 Dis USD	-
Class B1 Dis	-
Class B1 Dis EUR Hedged	-
Class A Acc	1,934,117
Class A Acc AUD Hedged	-
Class A Acc CHF	-
Class A Acc CHF Hedged	-
Class A Acc EUR	-
Class A Acc EUR Hedged	-
Class A Acc EUR Duration Hedged	-
Class A Acc GBP	-
Class A Acc GBP Hedged	-
Class A Acc HKD	-
Class A Acc SEK Hedged	-

Class A Acc SGD	-
Class A Acc SGD Hedged	-
Class A Acc USD	-
Class A Acc USD Hedged	-
Class B Acc	1,008,268
Class B Acc EUR	-
Class B Acc EUR Hedged	-
Class B Acc USD Hedged	-
Class C Acc	3,929,126
Class C Acc AUD	-
Class C Acc CHF	-
Class C Acc CHF Hedged	-
Class C Acc EUR	-
Class C Acc EUR Hedged	-
Class C Acc EUR Duration Hedged	-
Class C Acc GBP	-
Class C Acc GBP Hedged	-
Class C Acc USD	-
Class C Acc USD Hedged	-
Class D Acc	-
Class D Acc EUR	-
Class D Acc USD Hedged	-
Class E Acc	-
Class E Acc EUR	-
Class E Acc EUR Hedged	-
Class E Acc GBP Hedged	-
Class E Acc USD	-
Class I Acc	1,952,260
Class I Acc AUD	-
Class I Acc CHF	-
Class I Acc CHF Hedged	-
Class I Acc EUR	-
Class I Acc EUR Hedged	-
Class I Acc GBP	-
Class I Acc GBP Hedged	-
Class I Acc JPY	1,239
Class I Acc SGD Hedged	-
Class I Acc USD	-
Class I Acc USD Hedged	-
Class J Acc JPY	-
Class X Acc	-
Class A1 Acc	214,523
Class A1 Acc EUR	-
Class A1 Acc EUR Hedged	-
Class A1 Acc GBP Hedged	-
Class A1 Acc PLN Hedged	-
Class A1 Acc SGD Hedged	-
Class A1 Acc USD	-
Class A1 Acc USD Hedged	-
Class B1 Acc	-

Class B1 Acc EUR Hedged

-

Class B1 Acc USD

-

**シュローダー・インターナショナル・
セレクション・ファンド・
ユーロ・リクイディティ
(ユーロ)**

一口当たり純資産価額*

2013年6月30日現在

Class A Dis	-
Class A Dis AUD Hedged	-
Class A Dis EUR	-
Class A Dis EUR Hedged	-
Class A Dis EUR Duration Hedged	-
Class A Dis GBP	-
Class A Dis GBP Hedged	-
Class A Dis HKD	-
Class A Dis RMB Hedged	-
Class A Dis SGD	-
Class A Dis SGD Hedged	-
Class A Dis USD	-
Class A Dis USD Hedged	-
Class B Dis	-
Class B Dis EUR Hedged	-
Class C Dis	-
Class C Dis CHF Hedged	-
Class C Dis EUR Hedged	-
Class C Dis GBP	-
Class C Dis GBP Hedged	-
Class C Dis JPY Hedged	-
Class C Dis USD	-
Class C Dis USD Hedged	-
Class D Dis	-
Class I Dis	-
Class I Dis EUR Hedged	-
Class I Dis GBP	-
Class I Dis GBP Hedged	-
Class J Dis	-
Class J Dis JPY	-
Class X Dis	-
Class A1 Dis	-
Class A1 Dis AUD Hedged	-
Class A1 Dis EUR	-
Class A1 Dis EUR Hedged	-
Class A1 Dis USD	-
Class B1 Dis	-
Class B1 Dis EUR Hedged	-
Class A Acc	122.35
Class A Acc AUD Hedged	-
Class A Acc CHF	-
Class A Acc CHF Hedged	-

Class A Acc EUR	-
Class A Acc EUR Hedged	-
Class A Acc EUR Duration Hedged	-
Class A Acc GBP	-
Class A Acc GBP Hedged	-
Class A Acc HKD	-
Class A Acc SEK Hedged	-
Class A Acc SGD	-
Class A Acc SGD Hedged	-
Class A Acc USD	-
Class A Acc USD Hedged	-
Class B Acc	120.93
Class B Acc EUR	-
Class B Acc EUR Hedged	-
Class B Acc USD Hedged	-
Class C Acc	127.04
Class C Acc AUD	-
Class C Acc CHF	-
Class C Acc CHF Hedged	-
Class C Acc EUR	-
Class C Acc EUR Hedged	-
Class C Acc EUR Duration Hedged	-
Class C Acc GBP	-
Class C Acc GBP Hedged	-
Class C Acc USD	-
Class C Acc USD Hedged	-
Class D Acc	-
Class D Acc EUR	-
Class D Acc USD Hedged	-
Class E Acc	-
Class E Acc EUR	-
Class E Acc EUR Hedged	-
Class E Acc GBP Hedged	-
Class E Acc USD	-
Class I Acc	129.88
Class I Acc AUD	-
Class I Acc CHF	-
Class I Acc CHF Hedged	-
Class I Acc EUR	-
Class I Acc EUR Hedged	-
Class I Acc GBP	-
Class I Acc GBP Hedged	-
Class I Acc JPY	828.52
Class I Acc SGD Hedged	-
Class I Acc USD	-
Class I Acc USD Hedged	-
Class J Acc JPY	-
Class X Acc	-
Class A1 Acc	117.14

Class A1 Acc EUR	-
Class A1 Acc EUR Hedged	-
Class A1 Acc GBP Hedged	-
Class A1 Acc PLN Hedged	-
Class A1 Acc SGD Hedged	-
Class A1 Acc USD	-
Class A1 Acc USD Hedged	-
Class B1 Acc	-
Class B1 Acc EUR Hedged	-
Class B1 Acc USD	-

* 各クラスの一口当たり純資産価額（NAV）は、各クラスの基軸通貨で表示しております。

2013年6月30日現在の投資有価証券明細表

シュローダー・インターナショナル・ セレクション・ファンド・ ユーロ・リクイディティ								
株式数または元本額		公的取引所への上場承認を受けた 譲渡可能証券および短期金融市場証券				評価額 (ユーロ)	純資産構成比 (%)	
フランス						81,845,474	7.20	
ユーロ	7,120,000	BNP Paribas EMTN FRN 03/12/2014				7,136,020	0.63	
ユーロ	2,515,000	BNP Paribas EMTN FRN 16/09/2013				2,517,389	0.22	
ユーロ	15,000,000	Caisse d'Amortissement de la Dette Sociale 0% 28/10/2013				14,997,732	1.32	
ユーロ	15,000,000	Caisse d'Amortissement de la Dette Sociale 0% 13/12/2013				14,993,472	1.32	
ユーロ	15,000,000	Caisse d'Amortissement de la Dette Sociale 0% 12/03/2014				14,989,341	1.32	
ユーロ	20,000,000	Credit Agricole 0.21% 21/10/2013				20,000,000	1.76	
ユーロ	7,200,000	Societe Generale EMTN FRN 14/01/2015				7,211,520	0.63	
ドイツ						144,562,498	12.72	
ユーロ	25,000,000	Erste Abwicklungsanstalt 0% 15/07/2013				24,999,667	2.20	
ユーロ	17,500,000	Erste Abwicklungsanstalt EMTN FRN 23/01/2014				17,526,513	1.54	
ユーロ	30,000,000	FMS Wertmanagement AoER EMTN FRN 20/01/2014				30,024,600	2.64	
ユーロ	10,000,000	FMS Wertmanagement AoER EMTN FRN 02/02/2015				10,031,550	0.88	
ユーロ	32,000,000	Germany (Bund) 0% 26/02/2014				31,987,300	2.82	
ユーロ	30,000,000	Germany (Bund) 0% 29/01/2014				29,992,868	2.64	
オランダ						48,038,780	4.23	
ユーロ	23,000,000	Cooperatieve Centrale Raiffeisen- Boerenleenbank EMTN FRN 10/01/2014				23,006,785	2.02	
ユーロ	8,000,000	Cooperatieve Centrale Raiffeisen- Boerenleenbank EMTN FRN 13/01/2014				8,028,800	0.71	
ユーロ	10,000,000	Cooperatieve Centrale Raiffeisen- Boerenleenbank EMTN FRN 17/04/2014				10,001,200	0.88	
ユーロ	7,000,000	Cooperatieve Centrale Raiffeisen- Boerenleenbank FRN 22/04/2015				7,001,995	0.62	
国際機関						26,067,010	2.29	

ユーロ	6,000,000	European Investment Bank	EMTN	FRN	6,001,410	0.53
		15/01/2014				
ユーロ	20,000,000	European Investment Bank	EMTN	FRN	20,065,600	1.76
		09/01/2015				
スウェーデン					28,994,894	2.56
ユーロ	23,000,000	Nordea Bank 0%	12/08/2013		22,995,787	2.03
ユーロ	6,000,000	Nordea Bank 0%	04/09/2013		5,999,107	0.53
イギリス					126,411,849	11.12
ユーロ	15,425,000	Barclays Bank	EMTN	FRN	15,554,339	1.37
		17/01/2014				
ユーロ	15,000,000	Lloyds TSB Bank 0%	30/05/2014		14,960,811	1.31
ユーロ	26,000,000	Qatar National Bank/London 0%	14/11/2013		25,985,059	2.29
ユーロ	26,000,000	Qatar National Bank/London 0%	27/03/2014		25,935,573	2.28
ユーロ	15,000,000	Standard Chartered 0%	29/11/2013		14,993,630	1.32
ユーロ	15,000,000	Standard Chartered Bank 0%	12/09/2013		14,998,438	1.32
ユーロ	14,000,000	Standard Chartered Bank 0%	13/02/2014		13,983,999	1.23
アメリカ合衆国					6,581,190	0.58
ユーロ	6,600,000	JPMorgan Chase & Co.	EMTN	FRN	6,581,190	0.58
		03/05/2016				
公的取引所への上場承認を受けた 譲渡可能証券および短期金融市場証券の合計					462,501,695	40.70

株式数または元本額		その他の規制市場で取引される 譲渡可能証券および短期金融市場証券			評価額 (ユーロ)	純資産構成比 (%)
フランス					179,999,584	15.84
ユーロ	25,000,000	ABN AMRO Bank 0%	02/07/2013		24,999,584	2.20
ユーロ	23,000,000	BNP Paribas 0.08%	23/07/2013		23,000,000	2.02
ユーロ	15,000,000	BNP Paribas 0.21%	25/09/2013		15,000,000	1.32
ユーロ	47,000,000	BPCE 0.31%	05/03/2014		47,000,000	4.14
ユーロ	33,000,000	Credit Agricole 0.15%	05/07/2013		33,000,000	2.90
ユーロ	37,000,000	Societe Generale 0.12%	05/07/2013		37,000,000	3.26
オランダ					19,971,253	1.76
ユーロ	2,000,000	ABN AMRO Bank 0%	18/11/2013		1,997,249	0.18
ユーロ	18,000,000	ABN AMRO Bank 0%	09/12/2013		17,974,004	1.58
ノルウェー					68,940,215	6.07
ユーロ	24,000,000	DNB Bank 0%	14/10/2013		23,984,341	2.11
ユーロ	22,000,000	DNB Bank 0%	22/11/2013		21,982,636	1.94
ユーロ	10,000,000	Nordea Bank 0%	27/11/2013		9,991,210	0.88
ユーロ	13,000,000	Nordea Bank 0%	20/06/2014		12,982,028	1.14
スウェーデン					94,927,634	8.35
ユーロ	13,000,000	Skandinaviska Enskilda Banken 0%	06/11/2013		12,991,094	1.14
ユーロ	40,000,000	Skandinaviska Enskilda Banken 0%	16/12/2013		39,947,260	3.51
ユーロ	32,000,000	Swedbank 0%	30/08/2013		31,994,492	2.82
ユーロ	10,000,000	Swedbank 0%	01/10/2013		9,994,788	0.88
スイス					36,000,000	3.16
ユーロ	36,000,000	UBS London 0.05%	22/07/2013		36,000,000	3.16
イギリス					241,961,048	21.29
ユーロ	10,000,000	Abbey National Treasury Services 0%	23/12/2013		10,000,000	0.88
ユーロ	10,000,000	Abbey National Treasury Services 0.05%	29/07/2013		10,000,000	0.88
ユーロ	28,000,000	Abbey National Treasury Services 0.18%	15/07/2013		28,000,000	2.46

ユーロ	10,000,000	Barclays Bank 0% 13/12/2013	10,000,000	0.88
ユーロ	15,000,000	Barclays Bank 0% 17/04/2014	14,965,407	1.32
ユーロ	17,000,000	Clydesdale Bank 0% 12/08/2013	16,995,641	1.50
ユーロ	35,000,000	Clydesdale Bank 0.25% 29/11/2013	35,000,000	3.08
ユーロ	43,000,000	ING Bank 0.45% 25/07/2013	43,000,000	3.78
ユーロ	16,000,000	Lloyds TSB Bank 0% 14/03/2014	16,000,000	1.41
ユーロ	10,000,000	Lloyds TSB Bank 0.05% 31/10/2013	10,000,000	0.88
ユーロ	48,000,000	Nationwide Building Society 0.06% 02/09/2013	48,000,000	4.22
その他の規制市場で取引される 譲渡可能証券および短期金融市場証券の合計			641,799,734	56.47
投資総額			1,104,301,429	97.17
その他の純資産			32,119,227	2.83
純資産総額			1,136,420,656	100.00

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2014年 3月31日現在です。

【シュローダー・コモディティ・ファンド】

【純資産額計算書】

I 資産総額	263,558,521円
II 負債総額	263,468円
III 純資産総額（I－II）	263,295,053円
IV 発行済口数	248,491,919口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.0596円

（参考）

シュローダー・コモディティ・マザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	3,378,242,736円
II 負債総額	5,137,679円
III 純資産総額（I－II）	3,373,105,057円
IV 発行済口数	4,196,699,963口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.8038円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

（2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（3）譲渡制限の内容

① 譲渡制限はありません。

② 受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている

振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額

平成26年3月末現在	資本金	490,000,000円
	発行可能株式総数	39,200株
	発行済株式総数	9,800株

- 過去5年間における主な資本金の増減
該当事項はありません。

（2）委託会社の機構（平成26年3月末現在）

① 経営体制

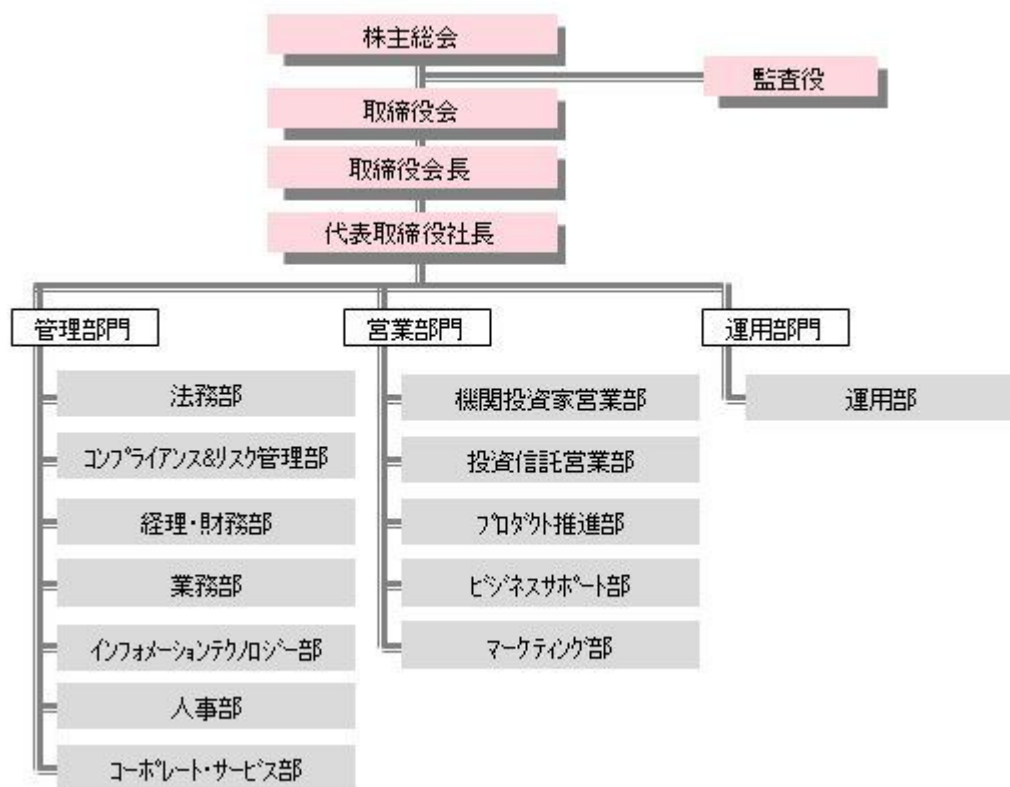
委託会社の業務執行等に関する意思決定機関としてある取締役会は、15名以内の取締役で構成されます。取締役の選任は株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行います。

取締役会はその決議をもって代表取締役1名以上を選任し、うち1名を代表取締役社長とします。また、取締役会はその決議をもって、取締役会長、取締役副会長、取締役最高経営責任者、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を任命することができます。

取締役会はその決議をもって委託会社の経営に関するすべての重要事項、法令または定款によって定められた事項を決定します。

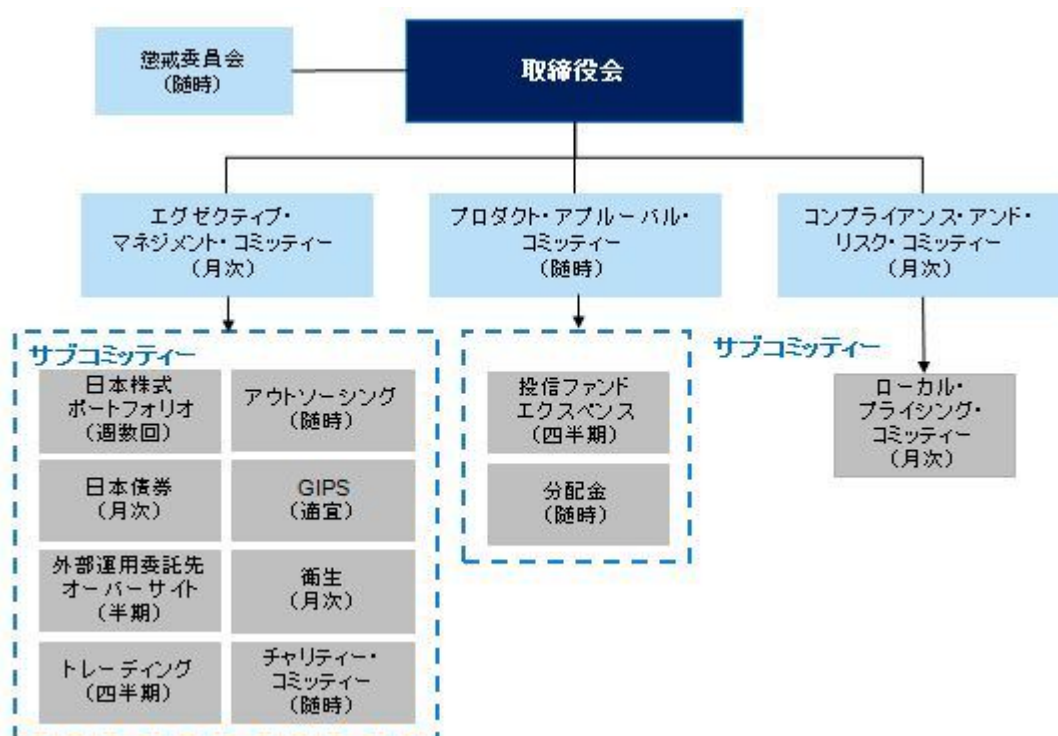
取締役会を招集するには、各取締役および監査役に対し、会日の少なくとも3日前までに招集通知を発しなければなりません。ただし、取締役および監査役全員の同意を得て、招集期間を短縮し、または招集手続を省略することができます。法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会は取締役会長が招集し、議長となります。取締役会長に事故のある場合、あるいは取締役会長が任命されていない場合には、代表取締役の1名がこれに代わり、代表取締役のいずれにも事故のあるときには、予め取締役会の決議によって定められた順序に従って他の取締役がこの任にあたります。

※委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



② 投資運用の意思決定機構

取締役会から権限を委譲されたエグゼクティブ・マネジメント・コミッティーの下に投資運用にかかる各サブコミッティーを設置し、そこで運用全般にかかわる意思決定を行います。



2 【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として証券投資信託の運用その他の投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業および付随業務を行っています。

平成26年3月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（ただし、親投資信託を除きま

す。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託	50	224,444,288,338

3【委託会社等の経理状況】

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期事業年度（平成25年4月1日から平成25年12月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

		第22期 (平成25年3月31日)	第23期 (平成25年12月31日)
資 産 の 部			
流 動 資 産			
預金		4,181,485	2,851,986
立替金		633	499
前払費用		127,023	81,860
未収入金		800,636	706,661
未収委託者報酬		617,650	654,997
未収運用受託報酬		348,070	523,219
1年内受取予定の長期差入保証金		1,100	-
流 動 資 産 合 計		6,076,600	4,819,225
固 定 資 産			
有 形 固 定 資 産			
建物附属設備(純額)	*1	60,814	49,795
器具備品(純額)	*1	27,648	20,564
有形固定資産合計		88,462	70,359
無 形 固 定 資 産			
電話加入権		3,699	3,699
ソフトウェア		7,007	52,679
無形固定資産合計		10,706	56,378
投資その他の資産			
投資有価証券		7,330	12,762
長期差入保証金		232,814	235,114
その他投資		950	950

貸倒引当金			△ 950		△ 950
投資その他の資産合計			240,144		247,877
固 定 資 産 合 計			339,314		374,616
資 産 合 計			6,415,914		5,193,841

(単位：千円)

		第22期 (平成25年3月31日)	第23期 (平成25年12月31日)
負 債 の 部			
流 動 負 債			
預り金		56,811	34,488
未払金			
未払償還金		18,174	18,174
未払手数料		269,203	228,598
その他未払金		1,428,953	1,609,814
未払費用		74,073	49,761
未払法人税等		90,774	69,623
1年内返済予定の長期借入金	*2	2,000,000	-
未払消費税等		15,517	16,007
賞与引当金		189,066	-
流 動 負 債 合 計		4,142,573	2,026,468
固 定 負 債			
長期未払金		99,250	167,695
長期未払費用		28,328	35,748
退職給付引当金		622,832	651,735
役員退職慰労引当金		15,268	18,549
資産除去債務		84,355	85,239
固 定 負 債 合 計		850,035	958,968
負 債 合 計		4,992,608	2,985,437
純 資 産 の 部			
株 主 資 本			
資本金		490,000	490,000
資本剰余金			
資本準備金		500,000	500,000
資本剰余金合計		500,000	500,000
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		430,976	1,214,642
利益剰余金合計		430,976	1,214,642

株主資本合計			1,420,976		2,204,642
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金			2,330		3,762
評価・換算差額等合計			2,330		3,762
純資産合計			1,423,306		2,208,404
負債純資産合計			6,415,914		5,193,841

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

		第22期 自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日	第23期 自 平成25年 4月 1日 至 平成25年12月31日
営業収益			
委託者報酬		2,434,961	1,930,189
運用受託報酬		1,419,036	1,725,772
その他営業収益		2,842,631	1,938,093
営業収益計		6,696,629	5,594,055
営業費用			
支払手数料		932,774	729,640
広告宣伝費		76,903	70,978
公告費		780	1,572
調査費			
調査費		208,578	113,598
委託調査費		954,369	708,718
図書費		3,121	3,256
委託計算費		51,109	39,295
事務委託費		-	159,460
営業雑経費			
通信費		25,702	15,241
印刷費		-	7,031
協会費		5,606	3,694
諸会費		2,481	2,583
営業費用計		2,261,426	1,855,070
一般管理費			
給料			
役員報酬		395,919	260,421
給料・手当		1,409,150	1,000,875
賞与		753,866	567,377
交際費		6,466	4,392
旅費交通費		53,432	36,874

租税公課			25,880		15,309
不動産賃借料			280,133		181,466
賞与引当金繰入			189,066		-
退職給付費用			138,593		62,947
役員退職慰労引当金繰入			4,143		3,281
法定福利費			166,611		113,132
固定資産減価償却費			42,107		29,323
諸経費			734,296		825,827
一般管理費計			4,199,667		3,101,228
営業利益（△営業損失）			235,535		637,756
営業外収益					
受取利息			1,073		1,073
受取配当金			-		600
有価証券売却益			0		-
時効償還金			580		-
雑益			2,387		2,358
営業外収益計			4,042		4,031
営業外費用					
支払利息	*1		18,037		6,337
為替差損			40,740		42,447
雑損失			-		851
営業外費用計			58,777		49,637
経常利益（△経常損失）			180,799		592,151
特別利益					
債務免除益	*3		-		316,000
特別利益計			-		316,000
特別損失					
割増退職金等	*2		53,804		27,123
固定資産除却損			-		242
特別損失計			53,804		27,366
税引前当期純利益 （△税引前当期純損失）			126,995		880,785
法人税、住民税及び事業税			76,058		97,119
法人税等合計			76,058		97,119
当期純利益（△当期純損失）			50,936		783,666

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				評価・ 換算差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	
		資本準備金	その他利益 剰余金			
			繰越利益 剰余金			
当期首残高	490,000	500,000	380,039	1,370,039	989	1,371,028
当期変動額						
当期純利益			50,936	50,936		50,936
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					1,341	1,341
当期変動額合計	-	-	50,936	50,936	1,341	52,277
当期末残高	490,000	500,000	430,976	1,420,976	2,330	1,423,306

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				評価・ 換算差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	
		資本準備金	その他利益 剰余金			
			繰越利益 剰余金			
当期首残高	490,000	500,000	430,976	1,420,976	2,330	1,423,306
当期変動額						
当期純利益			783,666	783,666		783,666
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					1,432	1,432
当期変動額合計	-	-	783,666	783,666	1,432	785,098
当期末残高	490,000	500,000	1,214,642	2,204,642	3,762	2,208,404

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）によっております。
--------------------	---

2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額の100%を計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 決算期の変更 平成25年6月27日開催の株主総会における定款の一部変更の決議により、決算期を3月31日から12月31日に変更しました。したがって、当事業年度は平成25年4月1日から平成25年12月31日までの9カ月間となっております。 (2) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(貸借対照表関係)

第22期 平成25年3月31日現在	第23期 平成25年12月31日現在
------------------------------	-------------------------------

＊１ 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 105,831千円 器具備品 154,277千円 ＊２ 関係会社項目 流動負債 １年内返済予定の 長期借入金 2,000,000千円	＊１ 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 117,322千円 器具備品 142,550千円
---	--

(損益計算書関係)

第22期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	第23期 自 平成25年4月 1日 至 平成25年12月31日
＊１ 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 関係会社への支払利息 18,037千円 ＊２ 割増退職金等には、リストラクチャリングに伴う人員削減のための割増退職金等を計上しております。	＊１ 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 関係会社への支払利息 6,337千円 ＊２ 割増退職金等には、リストラクチャリングに伴う人員削減のための割増退職金等を計上しております。 ＊３ 賞与に関する関係会社債務の免除益を計上しております。

(株主資本等変動計算書関係)

第22期（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第22期事業年度 期首株式数	第22期事業年度 増加株式数	第22期事業年度 減少株式数	第22期事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	9,800株	—	—	9,800株
合計	9,800株	—	—	9,800株

２．自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

４．配当に関する事項

(１) 配当金支払額

該当事項はありません。

(２) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

第23期（自平成25年4月1日至平成25年12月31日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第23期事業年度 期首株式数	第23期事業年度 増加株式数	第23期事業年度 減少株式数	第23期事業年度末 株式数
--	-------------------	-------------------	-------------------	------------------

発行済株式				
普通株式	9,800株	—	—	9,800株
合計	9,800株	—	—	9,800株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第22期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	第23期 自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日
財務諸表等規則第8条の6により記載を省略しております。	同左

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

第22期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	第23期 自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日
(1) 金融商品に対する取組方針 当社は顧客の資産運用を行う上で、自己資本の充実を図るために必要な資金をグループ会社より劣後ローンとして借入しております。余剰資金は安全性の高い金融資産で運用し、また、デリバティブ取引等も行っておりません。 (2) 金融商品の内容及びそのリスク 当座預金は、預金保険の対象であるため信用リスクはありませんが、普通預金及び定期預金は、銀行の信用リスクに晒されております。 営業債権である未収委託者報酬および未収運用受託報酬、未収入金については、顧客の信用リスクに晒されております。 未収入金およびその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。	(1) 金融商品に対する取組方針 当社は顧客の資産運用を行う上で、自己資金に関しても安全な運用を心掛けております。余剰資金は安全性の高い金融資産で運用し、また、デリバティブ取引等も行っておりません。 (2) 金融商品の内容及びそのリスク 同左

(3) 金融商品に係るリスク管理体制 ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理 預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関でのみ運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。 未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、投資信託または取引相手ごとに残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。 また、未収入金は、概ね、海外の関連会社との取引により生じたものであり、原則、翌月中に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。 ② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理 借入金に係る支払金利の上昇リスクを抑制するため、借入金と同額以上を定期預金及び当座預金として高格付けの銀行に預け入れております。 また、外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに毎月残高照合等を行い、原則、翌月中に決済が行われる事により、リスクは僅少であります。 ③ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理 余剰資金は1ヵ月の定期預金でのみ運用することにより、流動性リスクを管理しております。	(3) 金融商品に係るリスク管理体制 ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理 同左 ② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理 外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに毎月残高照合等を行い、原則、翌月中に決済が行われる事により、リスクは僅少であります。 ③ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理 余剰資金は最長でも1ヵ月の定期預金で運用することにより、流動性リスクを管理しております。
---	---

2. 金融商品の時価等に関する事項

第22期（平成25年3月31日現在）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	4,181,485	4,181,485	—
(2) 未収入金	800,636	800,636	—
(3) 未収委託者報酬	617,650	617,650	—
(4) 未収運用受託報酬	348,070	348,070	—
資産計	5,947,843	5,947,843	—
(1) 未払手数料	269,203	269,203	—
(2) その他未払金	1,428,953	1,428,953	—
(3) 1年内返済予定の長期借入金	2,000,000	2,000,000	—
負債計	3,698,156	3,698,156	—

第23期（平成25年12月31日現在）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	2,851,986	2,851,986	—
(2) 未収入金	706,661	706,661	—
(3) 未収委託者報酬	654,997	654,997	—
(4) 未収運用受託報酬	523,219	523,219	—
資産計	4,736,865	4,736,865	—
(1) 未払手数料	228,598	228,598	—
(2) その他未払金	1,609,814	1,609,814	—
負債計	1,838,413	1,838,413	—

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

第22期 平成25年3月31日現在	第23期 平成25年12月31日現在
----------------------	-----------------------

資産 (1) 預金 預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	資産 (1) 預金 同左
(2) 未収入金 未収入金は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	(2) 未収入金 同左
(3) 未収委託者報酬 未収委託者報酬は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	(3) 未収委託者報酬 同左
(4) 未収運用受託報酬 未収運用受託報酬は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	(4) 未収運用受託報酬 同左
負債 (1) 未払手数料 未払手数料は短期債務であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	負債 (1) 未払手数料 同左
(2) その他未払金 その他未払金は短期債務であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	(2) その他未払金 同左
(3) 1年内返済予定の長期借入金 1年内返済予定の長期借入金は、変動金利によっており、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。	

(注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

第22期（平成25年3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
預金	4,181,485	—
未収入金	800,636	—
未収委託者報酬	617,650	—
未収運用受託報酬	348,070	—
合計	5,947,843	—

第23期（平成25年12月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
預金	2,851,986	—
未収入金	706,661	—
未収委託者報酬	654,997	—
未収運用受託報酬	523,219	—
合計	4,736,865	—

（注3）社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

第22期（平成25年3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超
1年内返済予定の長期借入金	2,000,000	—	—
合計	2,000,000	—	—

第23期（平成25年12月31日現在）

該当事項はありません。

（有価証券関係）

1. その他有価証券

第22期（平成25年3月31日現在）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託受益証券	7,330	5,000	2,330
合計	7,330	5,000	2,330

第23期（平成25年12月31日現在）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託受益証券	12,762	9,000	3,762
合計	12,762	9,000	3,762

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

第22期（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）

財務諸表等規則第8条の7により記載を省略しております。

第23期（自平成25年4月1日至平成25年12月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

第22期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	第23期 自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日
-------------------------------------	--------------------------------------

1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、退職一時金制度を採用しております。 2. 退職給付債務に関する事項 退職給付引当金 622,832千円 3. 退職給付費用に関する事項 退職給付費用 138,593千円 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 退職給付債務及び費用の計算にあたっては簡便法を用いております。	1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、従業員の退職給付に充てるため、退職一時金制度を採用しております。 当社が有する退職一時金制度では、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しており、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。 2. 確定給付制度 (1) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 <table> <tr> <td>期首における退職給付引当金</td><td>622,832千円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>62,947千円</td></tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td><td><u>△34,043千円</u></td></tr> <tr> <td>期末における退職給付引当金</td><td><u>651,735千円</u></td></tr> </table> (2) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用及び退職給付引当金の調整表 <table> <tr> <td>積立型制度の退職給付債務</td><td>—</td></tr> <tr> <td>年金資産</td><td><u>—</u></td></tr> <tr> <td></td><td>—</td></tr> <tr> <td>非積立型制度の退職給付債務</td><td><u>651,735千円</u></td></tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td><td><u>651,735千円</u></td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td><u>651,735千円</u></td></tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td><td><u>651,735千円</u></td></tr> </table> (3) 退職給付に関連する損益 <table> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td><td>62,947千円</td></tr> </table>	期首における退職給付引当金	622,832千円	退職給付費用	62,947千円	退職給付の支払額	<u>△34,043千円</u>	期末における退職給付引当金	<u>651,735千円</u>	積立型制度の退職給付債務	—	年金資産	<u>—</u>		—	非積立型制度の退職給付債務	<u>651,735千円</u>	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>651,735千円</u>	退職給付引当金	<u>651,735千円</u>	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>651,735千円</u>	簡便法で計算した退職給付費用	62,947千円
期首における退職給付引当金	622,832千円																								
退職給付費用	62,947千円																								
退職給付の支払額	<u>△34,043千円</u>																								
期末における退職給付引当金	<u>651,735千円</u>																								
積立型制度の退職給付債務	—																								
年金資産	<u>—</u>																								
	—																								
非積立型制度の退職給付債務	<u>651,735千円</u>																								
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>651,735千円</u>																								
退職給付引当金	<u>651,735千円</u>																								
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>651,735千円</u>																								
簡便法で計算した退職給付費用	62,947千円																								

(税効果会計関係)

第22期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	第23期 自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日
--	---

1. 繰延税金資産発生的主要原因別内訳 繰延税金資産 千円 賞与引当金損金算入 限度超過額 71,535 未払費用否認 513,085 退職給付引当金損金 算入限度超過額 224,761 役員退職慰労引当金否認 5,441 資産除去債務 19,757 その他 9,739 税務上の繰越欠損金 383,895 繰延税金資産小計 1,228,216 評価性引当額 <u>△1,223,044</u> 繰延税金資産合計 <u>5,172</u> 繰延税金負債 未確定債権債務に係る 為替差損益 <u>△5,172</u> 繰延税金負債合計 <u>△5,172</u> 繰延税金資産の純額 <u>—</u>	1. 繰延税金資産発生的主要原因別内訳 繰延税金資産 千円 未払費用否認 644,726 未確定債権債務に係る 為替差損益 30,001 退職給付引当金損金 算入限度超過額 247,724 役員退職慰労引当金否認 7,050 資産除去債務 23,551 その他 6,800 税務上の繰越欠損金 36,990 繰延税金資産小計 996,846 評価性引当額 <u>△996,846</u> 繰延税金資産合計 <u>—</u> 繰延税金資産の純額 <u>—</u>
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳 法定実効税率 38.0% (調整) 役員賞与等永久に損金に 算入されない項目 54.6% 交際費等永久に損金に 算入されない項目 1.9% 評価性引当額 <u>△37.6%</u> その他 <u>2.9%</u> 税効果会計適用後の法人税等 の負担率 <u>59.9%</u>	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳 法定実効税率 38.0% (調整) 評価性引当額 <u>△25.7%</u> その他 <u>△1.3%</u> 税効果会計適用後の法人税等 の負担率 <u>11.0%</u>

(資産除去債務関係)

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスの賃借契約において、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を10年間（建物附属設備の減価償却期間）と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回り（1.4%）を使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	第22期	第23期
	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日
期首残高	83,190千円	84,355千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	－千円	－千円
その他増減額（△は減少）	1,164千円	884千円
期末残高	84,355千円	85,239千円

2. 貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

<セグメント情報>

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

<関連情報>

第22期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託業	投資顧問業	海外ファンドサービス	その他	合計
外部顧客への 営業収益	2,434,961	1,419,036	2,678,017	164,614	6,696,629

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

第23期（自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日）

1. 製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託業	投資顧問業	海外ファンドサービス	その他	合計
--	-------	-------	------------	-----	----

外部顧客への 営業収益	1,930,189	1,725,772	1,279,891	658,201	5,594,055
----------------	-----------	-----------	-----------	---------	-----------

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	その他	合計
4,678,685	915,370	5,594,055

(注) 海外外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める地域はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

<報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報>

該当事項はありません。

<報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報>

該当事項はありません。

<報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報>

該当事項はありません。

(関連当事者との取引)

第22期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1 関連当事者との取引

(1) 親会社

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権の 所有 (被所有) 割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
親会社	シュロー ダー・イン ターナショ ナル・ファ イナンス・ ビー・ ヴィー	オランダ、 アムステル ダム市	537.5千 ユーロ	持株 会社	被所有 直接100%	資金の 借入	利息の支払 (注1)	千円 18,037	1年内返済 予定の長期 借入金 未払金 (その他 未払金)	千円 2,000,000 2,352

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の借入については、借入利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期限2年、満期一括返済としております。
なお、担保は提供していません。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権の 所有 (被所有) 割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
----	------------	-----	-----	-----------	---------------------------	-------------------	-------	------	-----	------

親会社の子会社 (注1)	シュローダー・インベストメント・マネー ジメント・リミテッド	イギリス、 ロンドン市	70百万 ポンド	投資 運用業	-	運用受託 契約の 再委任等	運用受託報酬の受取 (注2)	千円 41,683	未収運用 受託報酬	千円 8,295
							サービス提供業務報酬 の受取 (注3)	1,231,172	未収入金	383,924
							情報提供業務報酬の受 取 (注4)	164,614		
							運用再委託報酬 の支払 (注2)	404,729	未払金 (その他 未払金)	159,371
							一般管理費(諸経費) の支払 (注4)	108,856		
兄弟会社	シュロー ダー・イン ベストメン ト・マネー ジメント (ルクセン ブルク)・ エス・エー	ルクセンブ ルク	12.65 百万 ユーロ	資産 管理業	-	運用受託 契約の 再委任等	運用受託報酬の受取 (注2)	252,474	未収運用 受託報酬	33,716
							サービス提供業務報酬 の受取 (注3)	1,169,221	未収入金	363,212
							運用再委託報酬の支払 (注2)	471,803	未払金 (その他 未払金)	83,692

(注1) 当社の最終親会社であるシュローダー・ピーエルシーが、直接の子会社であるシュローダー・アドミニストレーション・リミテッドを通して、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドの議決権の100%を保有しております。

(注2) 各社間の投資顧問報酬の収受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

(注3) 各社間のサービス提供業務の報酬の収受については、各ファンドの契約毎に、当初募集金額および残存口数の割合に応じた一定の比率により決定しております。

(注4) 情報提供業務・その他営業費用及び一般管理費(諸経費)の報酬の収受については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額により行っております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

シュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ビー・ヴィー（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

第23期（自平成25年4月1日至平成25年12月31日）

1 関連当事者との取引

(1) 親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の 所有 (被所有) 割合	関連当事 者との関 係	取引の 内容	取引金額	科 目	期末 残高
親会社	シュロー ダー・イン ターナショ ナル・ファイ ナンス・ビー ・ヴィー	オランダ、 アムステル ダム市	537.5千 ユーロ	持株 会社	被所有 直接100%	資金の 借入	利息の支払 (注1)	千円 6,337	-	千円 -
							借入金の返済 (注1)	2,000,000		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の借入については、借入利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、平成25年8月12日に借入金を一括返済しております。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の 所有 (被所有) 割合	関連当事 者との関 係	取引の 内容	取引金額	科 目	期末 残高
----	--------	-----	-----	-------	---------------------------	-------------------	-----------	------	-----	----------

親会社の子会社 (注1)	シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド	イギリス、ロンドン市	70百万ポンド	投資運用業	-	運用受託契約の再委任等	運用受託報酬の受取（注3）	千円 41,315	未収運用受託報酬	千円 9,212
							サービス提供業務報酬の受取（注4）	486,539	未収入金	268,794
							情報提供業務報酬の受取（注5）	145,395		
							役務提供業務の対価の受取（注5）	201,936		
							運用再委託報酬の支払（注3）	313,100	未払金（その他未払金）	80,759
							一般管理費（諸経費）の支払（注5）	163,450		
親会社の子会社 (注2)	シュローダー・インベストメント・マネージメント・（シンガポール）・リミテッド	シンガポール、OCBC センター	50.77 百万シンガポールドル	投資運用業	-	運用受託契約の再委任等	運用受託報酬の受取（注3）	10,522	未収運用受託報酬	1,009
							サービス提供業務報酬の受取（注4）	117,096	未収入金	87,993
							役務提供業務の対価の受取（注5）	60,830		
							運用再委託報酬の支払（注3）	16,985	未払金（その他未払金）	80,897
							一般管理費（諸経費）の支払（注5）	316,134		
親会社の子会社 (注2)	シュローダー・インベストメント・マネージメント・ノースアメリカ・インク	アメリカ合衆国、デラウェア	41.5 百万USドル	投資運用業	-	運用受託契約の再委任等	サービス提供業務報酬の受取（注4）	124,925	未収入金	60,776
							役務提供業務の対価の受取（注5）	46,416		
							運用再委託報酬の支払（注3）	3,798	未払金（その他未払金）	401
兄弟会社	シュローダー・インベストメント・マネージメント（ルクセンブルク）・エス・エー	ルクセンブルク	12.65 百万ユーロ	資産管理業	-	運用受託契約の再委任等	運用受託報酬の受取（注3）	603,256	未収運用受託報酬	96,014
							サービス提供業務報酬の受取（注4）	501,640	未収入金	258,795
							役務提供業務の対価の受取（注5）	184,023		
							運用再委託報酬の支払（注3）	317,491		

（注1）当社の最終親会社であるシュローダー・ピーエルシーが、直接の子会社であるシュローダー・アドミニストレーション・リミテッドを通して、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドの議決権の100%を保有しております。

（注2）当社の最終親会社であるシュローダー・ピーエルシーが、子会社であるシュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッドを通して、シュローダー・インベストメント・マネージメント・（シンガポール）・リミテッドおよびシュローダー・インベストメント・マネージメント・ノースアメリカ・インクの議決権の100%を保有しております。

（注3）各社間の運用受託報酬の収受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

（注4）各社間のサービス提供業務の報酬の収受については、各ファンドの契約毎に、当初募集金額および残存口数の割合に応じた一定の比率により決定しております。

（注5）情報提供業務・役務提供業務・調査費・その他営業費用及び一般管理費（諸経費）の報酬の収受については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額により行っております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

シュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ビー・ヴィー（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第22期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日		第23期 自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日	
1株当たり純資産額	145,235円31銭	1株当たり純資産額	225,347円43銭
1株当たり当期純利益	5,197円61銭	1株当たり当期純利益	79,965円93銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	50,936千円	損益計算書上の当期純利益	783,666千円
普通株式に係る当期純利益	50,936千円	普通株式に係る当期純利益	783,666千円
普通株式に帰属しない金額の主要な内訳		普通株式に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	9,800 株	普通株式の期中平均株式数	9,800 株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (平成25年3月末現在)	事業の内容
株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（平成25年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (平成25年3月末現在)	事業の内容
S M B C 日興証券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社三井住友銀行	1,770,996百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

(2) 販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
-------	------

平成25年12月 6日	有価証券報告書
平成25年12月 6日	有価証券届出書

独立監査人の監査報告書

平成26年3月12日

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 柴 毅
業務執行社員

指定社員 公認会計士 太田 英男
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社の平成25年4月1日から平成25年12月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社の平成25年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1.上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年4月23日

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会御中

あらた監査法人

指 定 社 員	公認会計士 柴 毅
業務執行社員	

指 定 社 員	公認会計士 太田 英男
業務執行社員	

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているシュローダー・コモディティ・ファンドの平成25年9月11日から平成26年3月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュローダー・コモディティ・ファンドの平成26年3月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。